

**古座川町
高齢者福祉計画及び
第9期介護保険事業計画**

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

古座川町

はじめに

現在、我が国では少子化と高齢化が急速に進行しており、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者の人口が増加しています。令和7（2025）年には、団塊の世代が後期高齢者となり、また、令和22（2040）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となることで、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

本町においては、高齢者人口が既に減少傾向で推移していますが、高齢者率は上昇が続くことが見込まれており、社会保障費の更なる増加や認知症高齢者の増加、介護サービスを支える担い手の不足、社会構造の変化に伴う高齢者のみ世帯の孤立化などが予想され、これら的高齢者の生活を取り巻く様々な課題の解消に向けた取組みの重要性が高まっています。

こうしたことから、令和22（2040）年を見据え、今後3年間で取り組む高齢者施策をまとめ、「古座川町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、基本理念を「生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川」と定め、予防、住まい、生活支援、医療、介護が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を一層推進するとともに、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めることとしています。

人生100年時代を迎えようとする中、今後も本町の豊かな自然の中ですべての高齢者が生きがいを持ち、様々な場面で活躍されるよう、健康寿命を延ばし、健康づくりと介護予防、認知症施策、介護サービスの基盤整備、高齢者の生きがいづくりを更に展開していくためには、住民・関係機関の皆様との協働、連携が重要であることから、今後も一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご審議を賜りました「古座川町介護保険事業計画等策定委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました多くの町民、事業者、関係団体の皆様にご心から厚く御礼を申し上げます。



令和6年3月

古座川町長 西前 啓市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画策定にあたってのポイント	4
3 計画策定の根拠と位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制等	7
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施	7
(2) 計画策定委員会の実施	7
第2章 高齢者の現状と取り巻く環境	8
1 人口等の状況	8
2 要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移	10
3 介護費用額の推移	13
4 介護給付費	14
5 実績値と計画値の比較	15
(1) 第1号被保険者数、要介護認定者数、認定率の計画値と実績値の比較	15
(2) 給付費の実績値と計画値の比較	15
6 計画における推計値	21
(1) 人口の推計	21
(2) 65歳以上の人口の推計	21
(3) 前期高齢者と後期高齢者の推計	22
(4) 要介護認定者数の推計	23
第3章 アンケート調査結果からみる今後のニーズ等	24
1 アンケート調査の実施概要	24
2 調査結果からみた高齢者の現状等	25
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	25
(2) 在宅介護実態調査	31
第4章 前計画の取組状況	36
1 前計画の施策の実施状況	36
(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進	36
(2) 認知症施策の推進	37
(3) 人材確保の取組の強化	38
第5章 計画の主要課題	39
1 健康長寿を支える地域づくり	39
2 暮らしを支える地域づくり	39
3 介護生活を支える地域づくり	39
第6章 計画の基本的な考え方	40
1 計画の基本理念	40
2 基本目標	41
(1) 高齢者の暮らしを支える体制づくり	41
(2) いつまでも元気な健康づくり	41
(3) 生涯現役、生きがいづくり	41
(4) 高齢者にやさしいまちづくり	42

3	日常生活圏域の設定	43
4	施策の体系	44
第7章	施策の展開	45
基本目標1	高齢者の暮らしを支える体制づくり	45
(1)	地域包括ケアシステムの深化・推進	45
(2)	生活支援事業の充実	47
基本目標2	いつまでも元気な健康づくり	51
(1)	健康づくりと介護予防の一体的な推進	51
(2)	保健事業の充実	54
基本目標3	生涯現役、生きがいづくり	57
(1)	生きがいづくりの推進	57
(2)	雇用・就業対策の推進	58
基本目標4	高齢者にやさしいまちづくり	59
(1)	認知症支援と権利擁護の推進	59
(2)	在宅生活を支える環境づくりの推進	63
第8章	介護保険事業計画の円滑な運営について	66
1	介護保険制度及びサービスに関する情報の充実	66
(1)	介護サービス情報公表システムの周知	66
(2)	生活支援等サービスの情報公表	66
2	低所得者への配慮等	66
3	相談・苦情対応窓口の充実	66
4	介護（予防）給付の適正化	67
(1)	ケアプランの点検・住宅改修等の点検	67
(2)	要介護認定の適正化	67
(3)	縦覧点検・医療情報との突合	68
第9章	介護給付サービスの種類と見込量・保険料の算定	69
1	介護サービス量及び介護給付費の見込額	69
(1)	第1号被保険者数の見込み	69
(2)	要支援・要介護認定者数の推計	69
(3)	介護サービス量及び介護給付費の見込額	71
(4)	第1号被保険者の保険料	74
(5)	標準給付費	75
(6)	地域支援事業費	76
(7)	保険料額の算定	77
(8)	第1号被保険者所得段階別保険料額の設定	78
2	中長期的な推計	79
第10章	計画の推進	80
1	地域一体とした連携体制の強化	80
2	計画の進行管理	80
3	計画の周知	80
資料編	81
1	古座川町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定事業実施要綱	81
2	古座川町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿	83
3	用語解説	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

日本の総人口は、近年において減少局面を迎えており、令和7（2025）年に12,326万人、令和22（2040）年に11,284万人と見込まれる中、高齢者数は当面増加を続け、令和7（2025）年に29.6%、令和22（2040）年に34.8%になると見込まれます。

本町の総人口も減少傾向で推移しており、令和7（2025）年に2,186人、令和22（2040）年に1,475人になると見込まれており、高齢者数も既に減少局面にありますが、今後も高齢化率は上昇が続き、令和7（2025）年に56.6%、令和22（2040）年に60.1%になると見込まれます。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」）

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻く様々な課題に対して、本町がめざすべき基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、整合性を持って策定されることが必要であるとされていることから、一体的に策定しています。

古座川町では、第6期計画の策定以降、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年を見据えた高齢者施策の展開と中長期的な視点に基づいたサービス給付・保険料の徴収を進めてきました。

現行の「第9次古座川町高齢者福祉計画・第8期古座川町介護保険事業計画」では、基本理念である「生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川」の実現に向け、4つの基本目標（（1）高齢者を支える体制づくり（2）いつまでも元気な健康づくり（3）生涯現役、生きがいづくり（4）安心して暮らせるまちづくり）と3つの重点取組（（1）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（2）認知症施策の推進（3）人材確保の取組の強化）を設定し、高齢者福祉施策を推進しています。

令和5（2023）年度には、計画期間（令和3年度～令和5年度）が終了することから、こうした国等の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証した上で、中・長期的な視点も持ちながら、3年後の令和8（2026）年度を目標年度とする「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定にあたってのポイント

平成12年度（2000）に介護保険制度がスタートしてから、22年が経過しました。その間、高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等に関わる各種動向の推移に合わせて高齢者福祉施策・介護保険制度は見直しが繰り返されてきました。

令和3（2021）年度からスタートした第8期介護保険事業計画では、令和7（2025）年をめざした地域包括ケアシステムの整備、さらに生産年齢人口が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画づくりが求められました。

第9期計画の基本指針において記載を充実する事項として、以下の内容が挙げられています。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

資料：介護保険部会

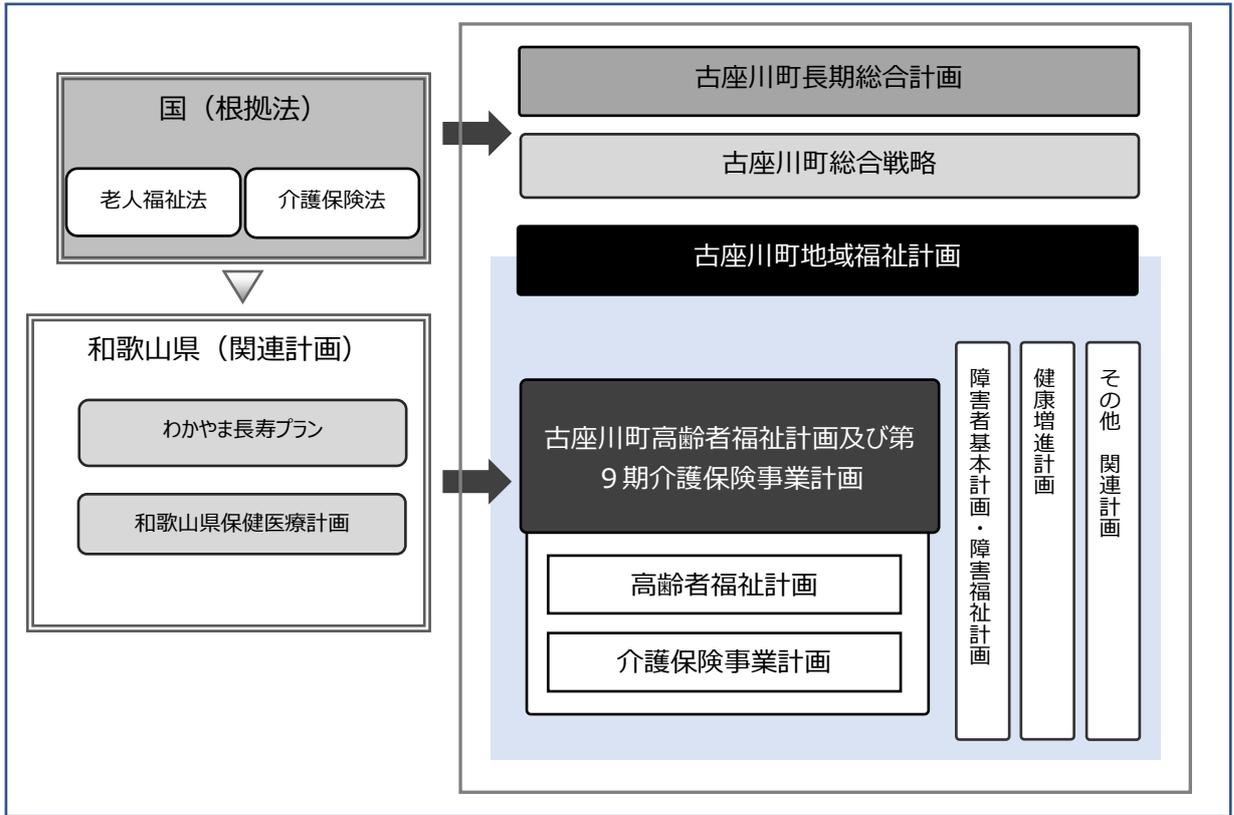
人材確保及び制度の持続可能性確保が最重要論点として挙げられており、これらの国の動向を踏まえつつ、今後、高齢化が急速に進行することが見込まれている本町が抱える課題をあらためて洗い出し、その解決に向けた取組を進めます。

3 計画策定の根拠と位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本町における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものです。

また、本町の総合的な行政運営の方針を示した「古座川町総合計画」「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として、「障害者基本計画・障害福祉計画」「健康増進計画」など、他の関連する計画や県が策定する「和歌山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「和歌山県医療計画」などの関連計画の内容を踏まえたものとします。

■計画の位置づけ■



4 計画の期間

古座川町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。引き続き団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて施策を展開します。

■計画の期間■

	(年度)									
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
介護保険事業計画	第8期			第9期			(第10期)			
高齢者福祉計画	前期			当期			(次期)			

5 計画の策定体制等

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者について、「要介護状態になるリスク発生状況」及び「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

また、在宅介護実態調査は、主として「要介護者の在宅生活の継続」及び「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するために実施しました。

(2) 計画策定委員会の実施

策定委員会を実施し、計画案段階で内容を町民に公開しました。

■策定委員会の開催状況■

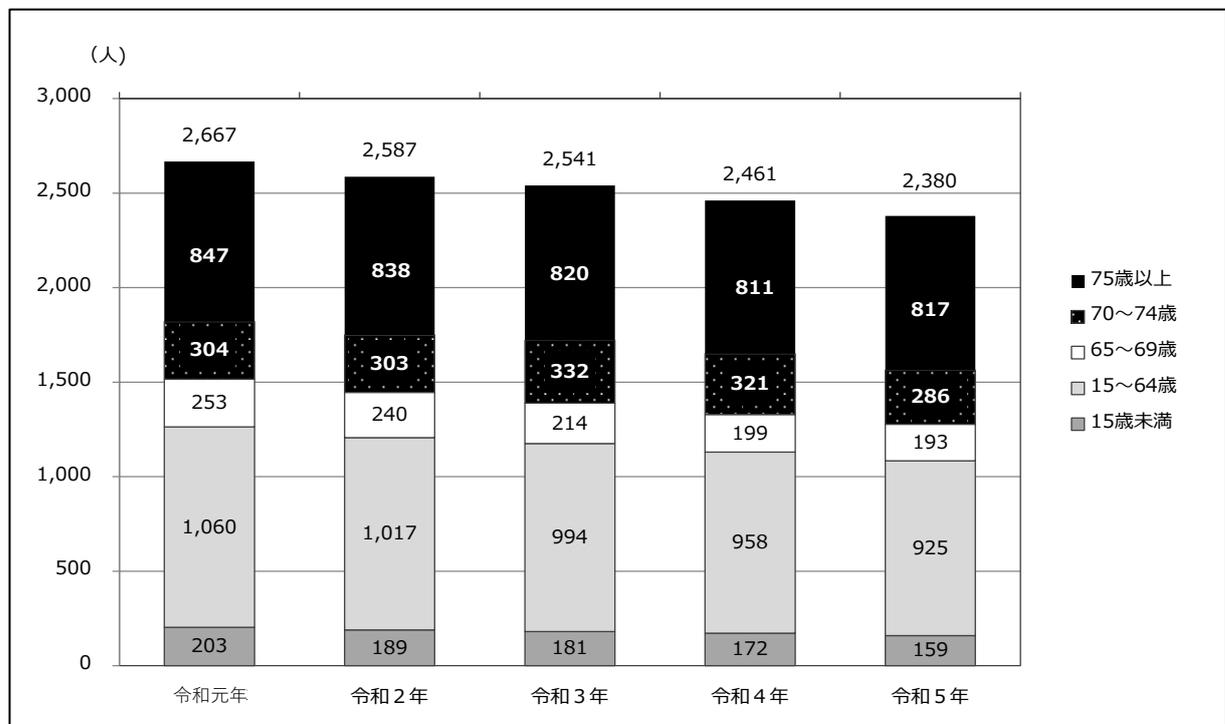
	開催日	審議内容
第1回	令和5年6月5日	計画策定にあたってアンケート調査報告
第2回	令和5年10月31日	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子）について（現行計画の振り返り報告を含む）
第3回	令和6年1月30日	古座川町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）について

第2章 高齢者の現状と取り巻く環境

1 人口等の状況

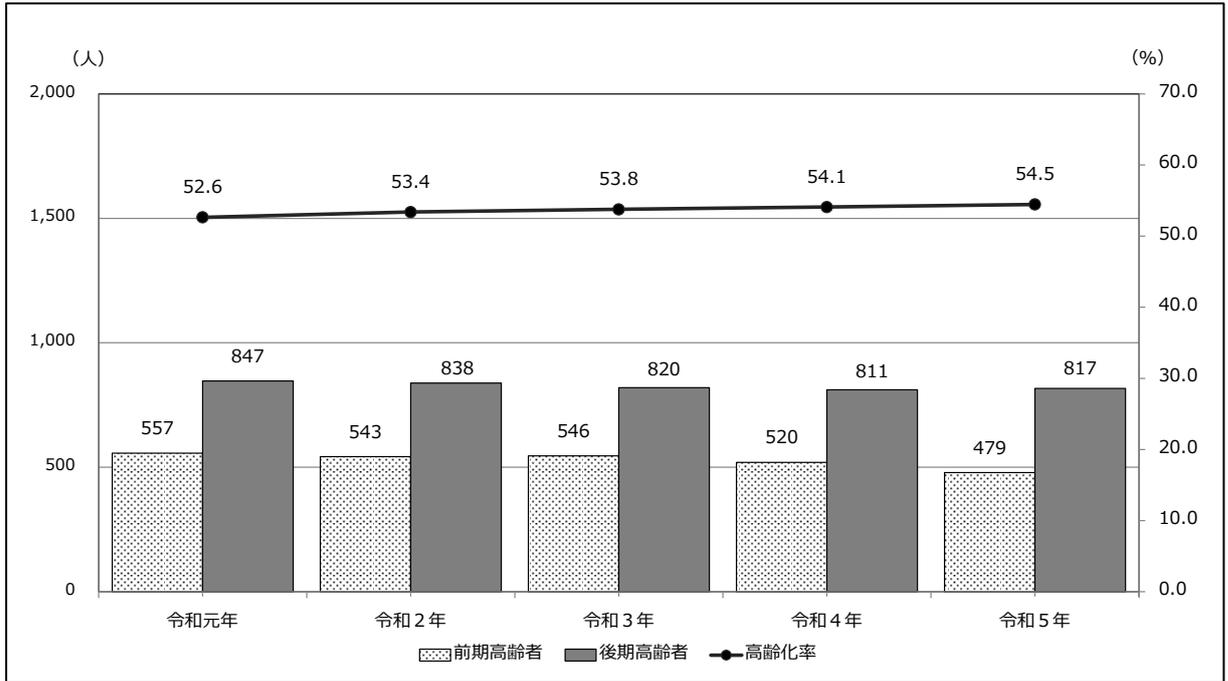
本町の人口の推移について年齢区分別で見ると、各層で減少が続いており、その中でも40歳～65歳未満の人口の減少が顕著になっています。近隣町村と比較しても、高水準で推移しており、今後もこの傾向が続くと見込まれています。高齢化率が上昇し、令和27年には人口の約45%の人が後期高齢者になると予測されています。本町においても、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、介護ニーズが高い85歳以上人口の増加が見込まれることを見据え、各種の高齢者施策を展開していく必要があります。

■人口の推移■



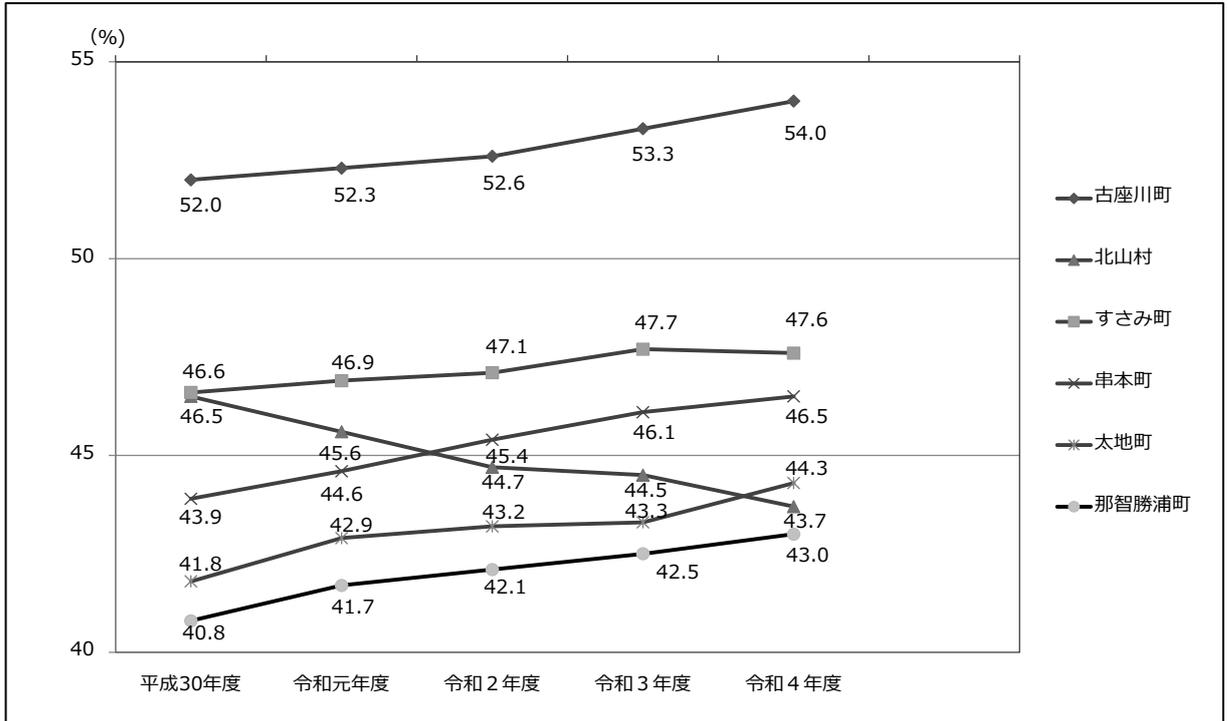
(資料) 住民基本台帳／各年9月末時点

■高齢化率の推移■



(資料) 住民基本台帳／各年9月末時点

■古座川町及び近隣町村別高齢化率の推移■



(資料) 和歌山県における高齢化の状況／各年1月1日現在

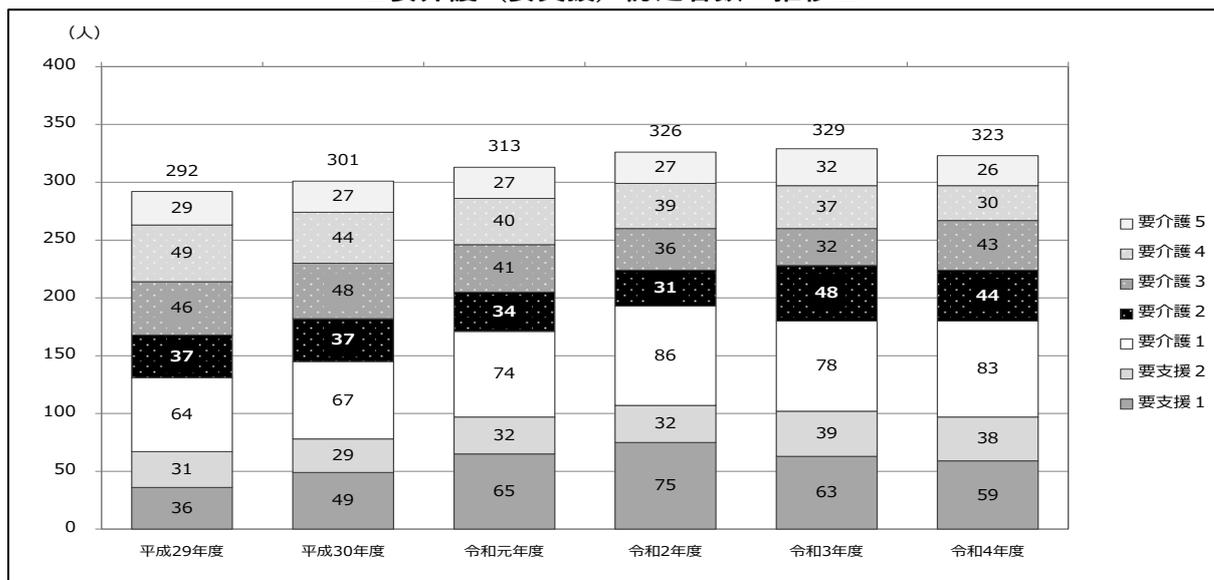
2 要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移

本町の要介護（要支援）認定者数と要介護（要支援）認定率の推移をみると、要支援認定者は100人前後、要介護認定者は220人程度で推移しています。

認定率は国及び和歌山県を上回っており、増加傾向にありますが、近年において増加率が緩やかになっています。

第1号被保険者数は平成29年度以降において、減少傾向で推移しています。

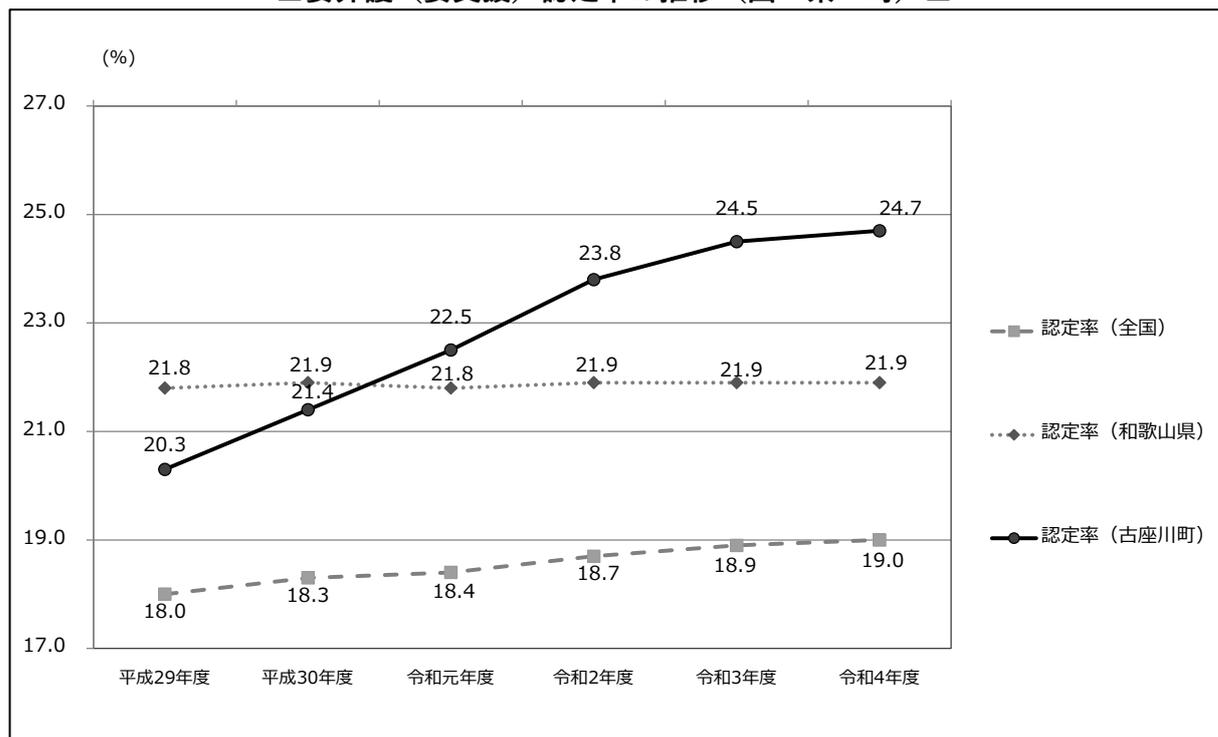
■要介護（要支援）認定者数の推移■



(資料) 厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムより

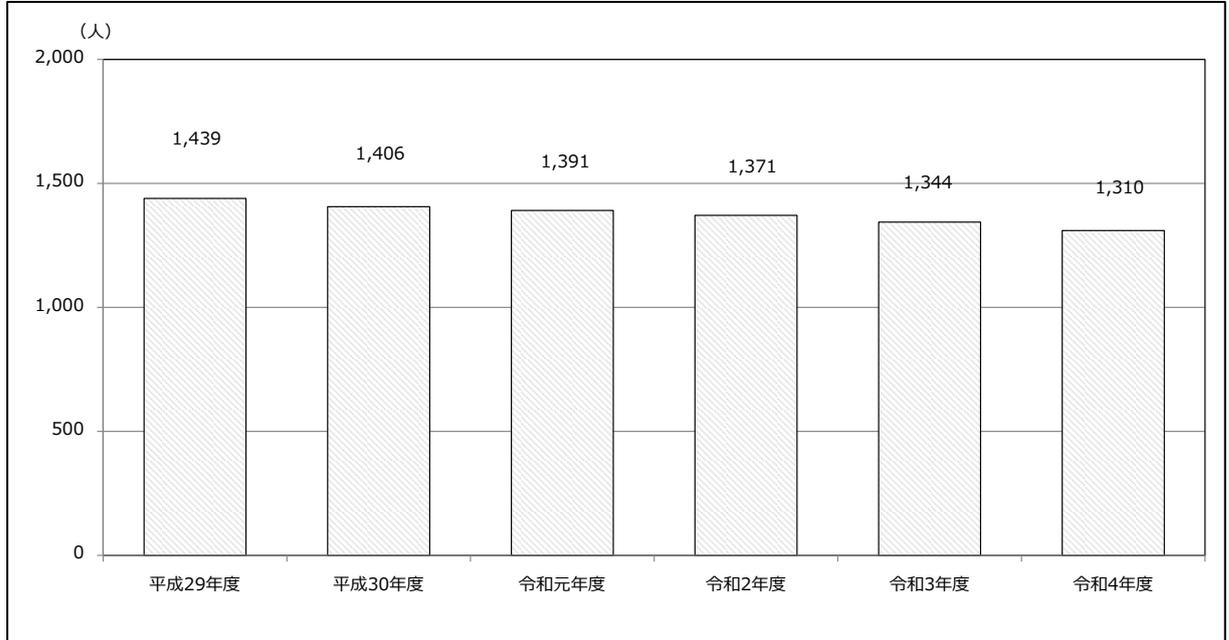
令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

■要介護（要支援）認定率の推移（国・県・町）■



(資料) 平成29年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

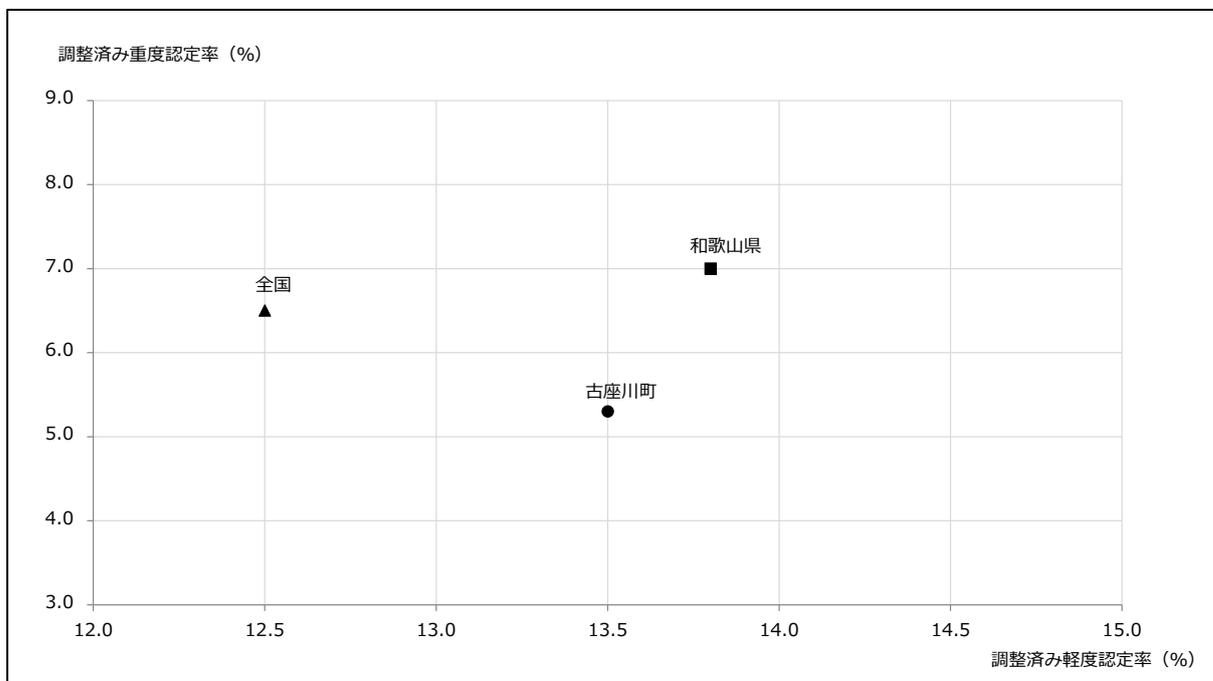
■ 第1号被保険者数 ■



(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

軽度認定率は和歌山県を下回るものの、全国を上回っています。なお、重度認定率は、全国、和歌山県を下回っています。

■調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布（令和4年）■



（資料）厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムより

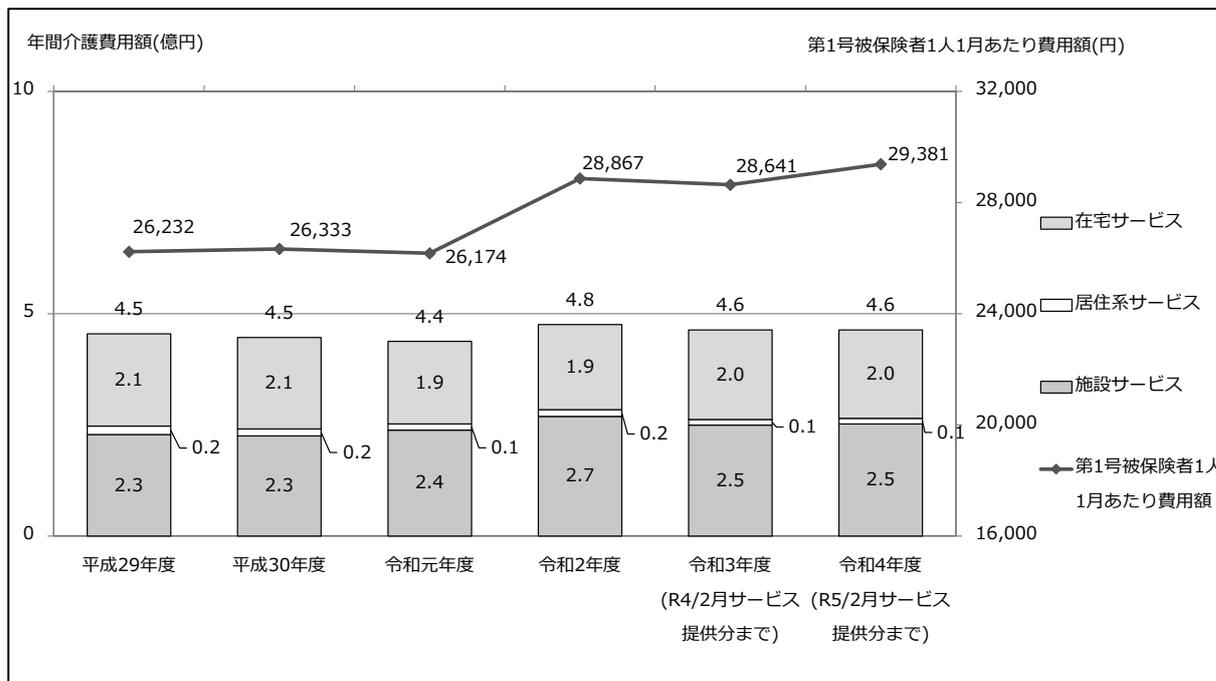
※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味します。年齢調整によって、第1号被保険者の性・年齢構成が、どの地域も全国平均や、ある地域の1時点と同様になるよう調整することができるため、第1号被保険者の性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間で比較がしやすくなります。

※縦軸の「重度認定率」は、要介護3以上の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値、縦軸の「軽度認定率」は、要支援1～要介護2の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を意味します。

3 介護費用額の推移

本町の介護費用額の推移をみると、近年においては概ね現状維持で推移しています。サービス別費用額では、施設サービス費用額の減少が顕著です。また、第1号被保険者1人あたり費用額は29,000円前後で推移しており、増加傾向にあります。

■ 介護費用額の推移 ■



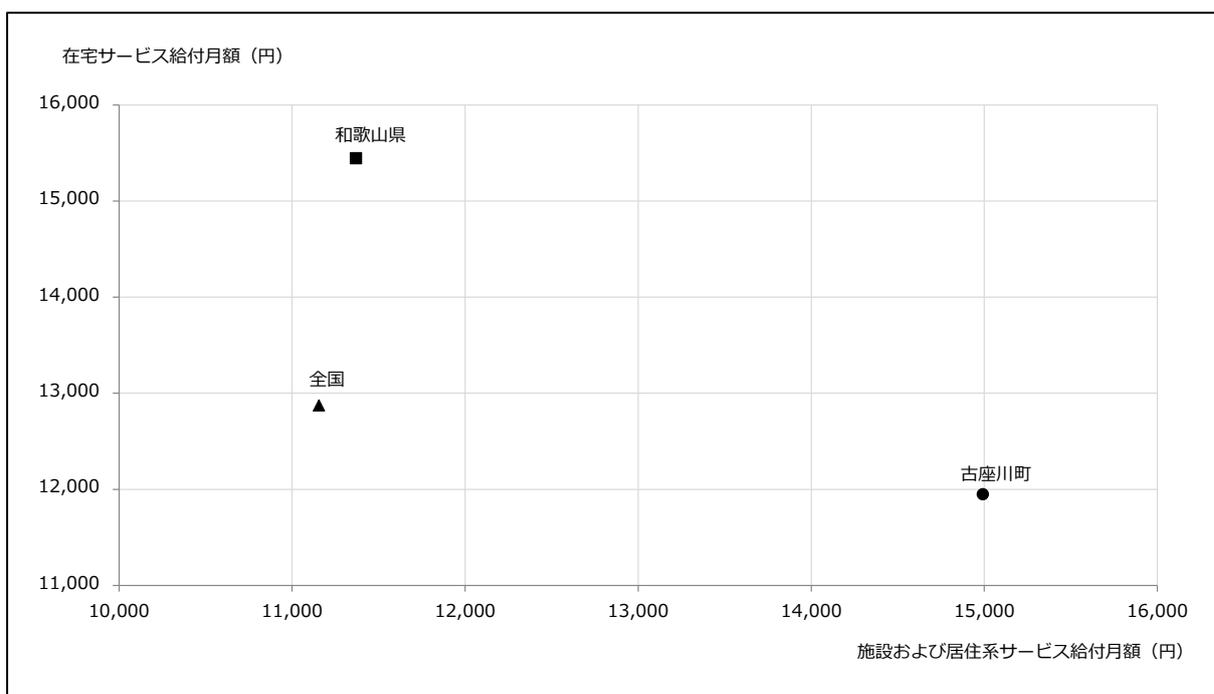
(資料) 【費用額】平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和5年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（又は直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

4 介護給付費

本町における介護給付費をみると、第1号被保険者1人あたりの給付月額、在宅サービスは全国や県を下回っている一方、施設及び居住系サービスは全国や県を3千円以上上回っています。

■第1号被保険者1人あたりの給付月額（在宅サービス、施設及び居住系サービス）■



(時点) 令和5年／厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

5 実績値と計画値の比較

(1) 第1号被保険者数、要介護認定者数、認定率の計画値と実績値の比較

第1号被保険者数、要介護認定者数、認定率について、第8期計画の計画値と比較すると、すべてにおいて、実績値が計画値を上回っています。

■第1号被保険者数、要介護認定者数、認定率の計画値と実績値の比較■

単位：人・%

区分	令和3年			令和4年		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
第1号被保険者	1,328	1,363	102.6	1,292	1,328	102.8
要介護認定者数	294	334	113.6	284	328	115.5
要介護認定率	22.1	24.5	110.7	22.0	24.7	112.4

(資料)【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

(2) 給付費の実績値と計画値の比較

第8期の総給付費についてみると、令和3年の実績値は計画値を下回っていますが、令和4年は、居住系サービス以外は実績値が計画値を上回っています。

なお、第1号被保険者1人あたり給付費についても、2年とも実績値が計画値を下回っています。

■給付費の計画値と実績値との比較（概要）■

単位：円・%

	令和3年			令和4年		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
総給付費	428,038,000	417,960,820	97.6	409,110,000	417,815,599	102.1
施設サービス	224,330,000	224,117,421	99.9	217,786,000	225,986,683	103.8
居住系サービス	11,583,000	11,533,914	99.6	11,821,000	11,349,780	96.0
在宅サービス	192,125,000	182,309,485	94.9	179,503,000	180,479,136	100.5
第1号被保険者1人あたり給付費	322,317.8	306,647.7	95.1	316,648.6	314,620.2	99.4

(資料)【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年,令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

第8期の給付費についてサービスごとにみると、介護予防給付費については、実績値が計画値を大きく下回る状況です。

なお、介護給付費のうち、居宅サービスは実績値が計画値をやや下回る状況です。

介護保険施設サービスについては、計画に近い実績となっており、地域密着型サービスについては、令和4年度において実績値が計画値をやや下回っています。

■給付費の計画値と実績値との比較（詳細）■

< 予防給付費 >

単位：千円・%

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)	計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)
居宅サービス	小計	19,264	8,295	43.1	17,089	8,308	48.6
	訪問介護	-	0	-	-	0	-
	訪問入浴介護	0	25	-	0	0	-
	訪問看護	1,581	1,116	70.6	1,293	1,357	104.9
	訪問リハビリテーション	0	0	-	0	0	-
	居宅療養管理指導	0	0	-	0	0	-
	通所介護	-	0	-	-	0	-
	通所リハビリテーション	3,613	1,436	39.7	3,339	908	27.2
	短期入所生活介護	488	413	84.6	488	0	0.0
	短期入所療養介護（老健）	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（療養型）	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（医療院）	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	1,310	1,386	105.8	1,264	1,535	121.4
	福祉用具購入費	281	139	49.5	281	342	121.7
	住宅改修費	9,986	1,789	17.9	8,322	2,115	25.4
	特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
介護予防支援	2,258	1,991	88.2	2,102	2,051	97.6	

単位：千円・%

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)	計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)
地域密着型 サービス	小計	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-

(資料)【実績値】「介護保険事業状況報告」年報
 ※端数処理のため、小計が合わない場合がある

<介護給付費>

単位：千円・%

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)	計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)
居宅サービス	小計	160,397	155,022	96.6	150,947	146,031	96.7
	訪問介護	32,957	33,820	102.6	30,083	31,878	106.0
	訪問入浴介護	2,862	3,147	110.0	2,863	3,642	127.2
	訪問看護	6,996	9,032	129.1	6,127	11,628	189.8
	訪問リハビリテーション	955	720	75.4	716	615	85.9
	居宅療養管理指導	832	917	110.3	833	873	104.8
	通所介護	19,694	6,919	35.1	18,187	6,062	33.3
	通所リハビリテーション	25,443	27,176	106.8	23,871	20,441	85.6
	短期入所生活介護	38,590	38,818	100.6	36,409	37,431	102.8
	短期入所療養介護(老健)	2,432	2,629	108.1	2,433	1,775	73.0
	短期入所療養介護(療養型)	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護(医療院)	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	6,161	7,365	119.5	6,024	7,217	119.8
	福祉用具購入費	1,063	680	64.0	1,063	806	75.8
	住宅改修費	958	1,683	175.7	958	1,640	171.2
	特定施設入居者生活介護	2,396	2,873	119.9	2,629	2,551	97.0
	居宅介護支援	19,058	19,242	101.0	18,751	19,472	103.8

(資料)【実績値】「介護保険事業状況報告」年報

※端数処理のため、小計が合わない場合がある

単位：千円・%

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)	計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)
介護保険施設サービス	小計	221,028	221,785	100.3	214,482	222,669	103.8
	介護老人福祉施設	98,789	108,840	110.2	95,501	100,674	105.4
	介護老人保健施設	117,803	104,164	88.4	114,543	115,652	101.0
	介護医療院	0	4,232	-	0	6,343	-
	介護療養型医療施設	4,436	4,550	102.6	4,438	0	0.0

(資料)【実績値】「介護保険事業状況報告」年報

単位：千円・%

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)	計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)
地域密着型サービス	小計	27,096	32,860	121.3	26,592	40,808	153.5
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	地域密着型通所介護	11,274	21,867	194.0	10,762	28,691	266.6
	認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	3,333	0	0.0	3,334	0	0.0
	認知症対応型共同生活介護	9,187	8,661	94.3	9,192	8,799	95.7
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,302	2,332	70.6	3,304	3,318	100.4
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-

(資料)【実績値】「介護保険事業状況報告」年報

< 地域支援事業費 >

単位：千円・%

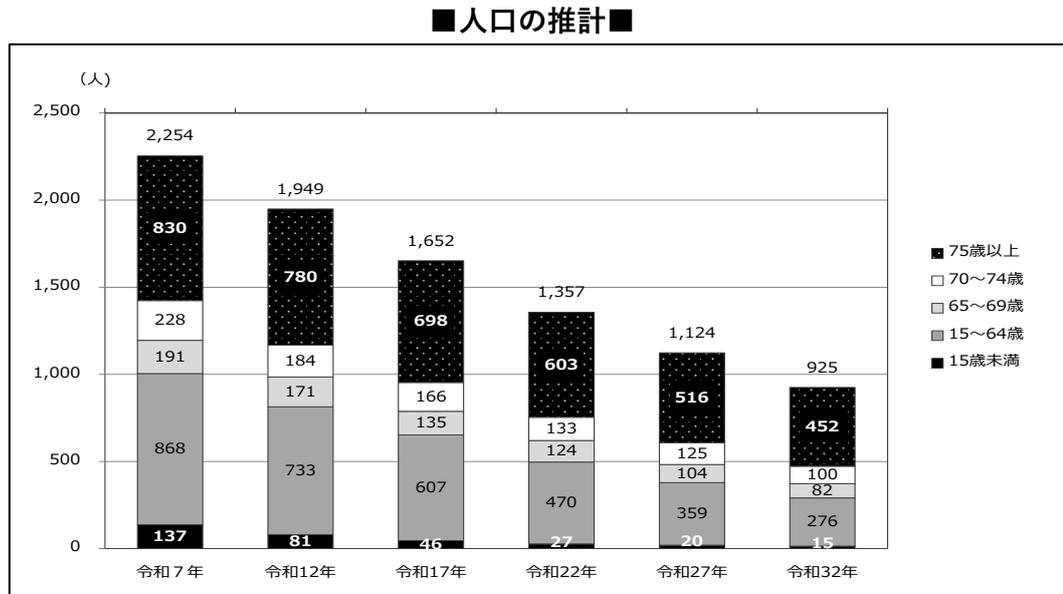
	令和 3 年度			令和 4 年度		
	計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)	計画値	実績値	対計画比 (実績値/ 計画値)
介護予防・日常生活支援総合事業費	13,499	13,725	101.7	17,283	15,313	88.6
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	11,486	12,122	105.5	14,510	13,789	95.0
包括的支援事業（社会保障充実分）	294	80	27.0	183	97	53.0
合計	25,278	25,927	102.6	31,976	29,199	91.3

（資料）【実績値】町決算資料

6 計画における推計値

(1) 人口の推計

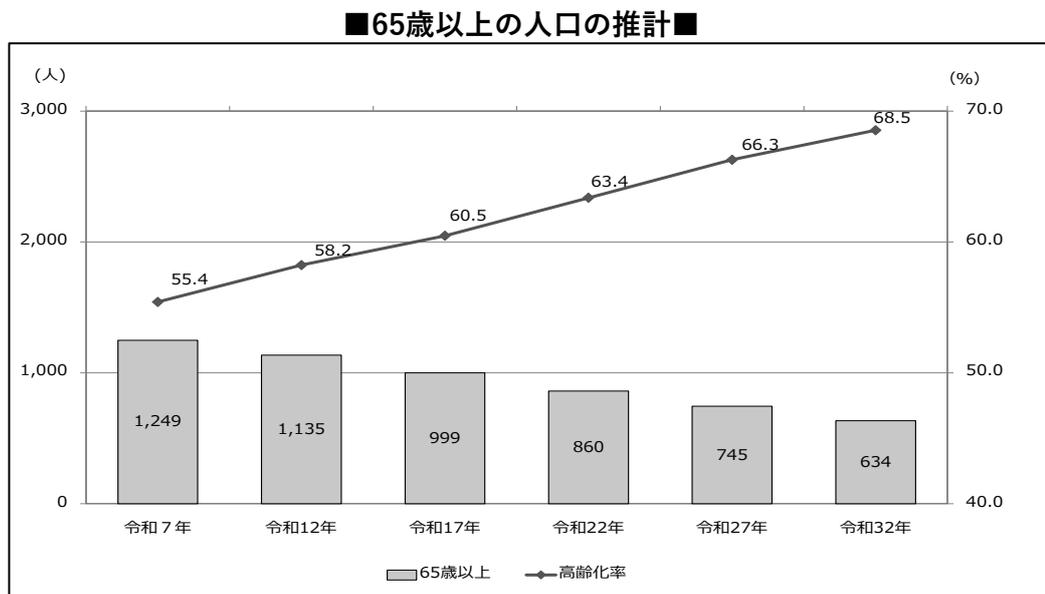
本町の人口は今後も減少傾向で推移し、令和7年の2,254人から令和32年には925人へと、半数以下になることが見込まれます。



(資料) 住民基本台帳／コーホート変化率法による

(2) 65歳以上の人口の推計

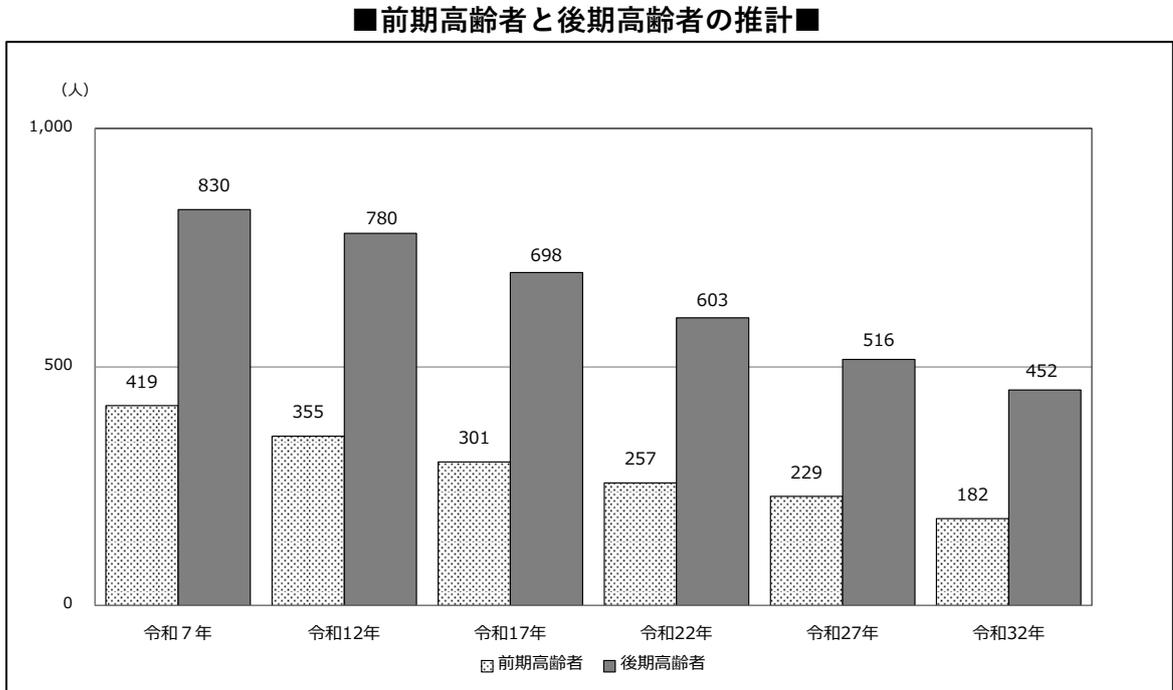
本町の65歳以上の人口は減少傾向で推移する一方で、高齢化率は上昇を続け、令和32年には68.5%になることが見込まれます。



(資料) 住民基本台帳／コーホート変化率法による

(3) 前期高齢者と後期高齢者の推計

本町の前期高齢者及び後期高齢者ともに減少傾向で推移することが見込まれ、特に前期高齢者の減少が顕著となっています。

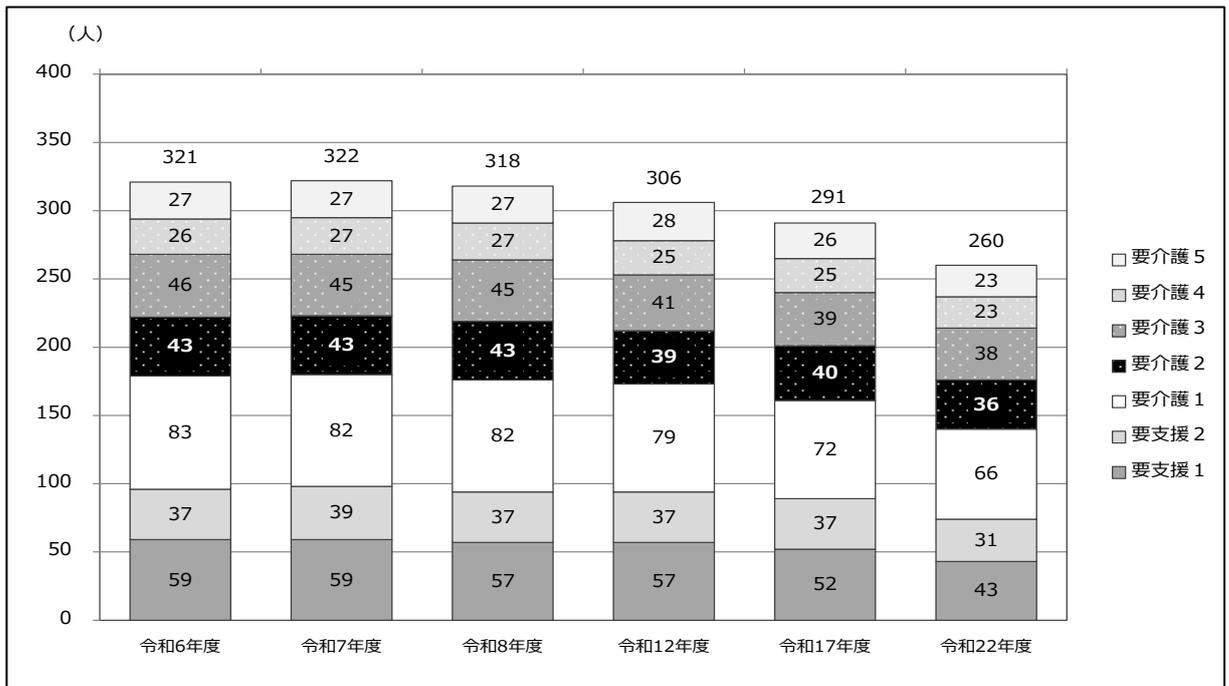


(資料) 住民基本台帳／コーホート変化率法による

(4) 要介護認定者数の推計

本町の要介護認定者数は、令和8年度において減少に転じ、その後も減少傾向で推移することが見込まれます。要介護度別では、令和12年度以降において、要支援者、要介護1の比較的介護度が軽度の方の減少が顕著になることが見込まれています。

■要介護認定者数の推計■



(資料) 厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムより

第3章 アンケート調査結果からみる今後のニーズ等

1 アンケート調査の実施概要

本町では、本計画策定に向け、高齢者の日常生活の実態や介護者の就労状況等を把握し、古座川町高齢者福祉計画の見直し及び第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。実施概要は以下のとおりです。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	町内にお住まいの65歳以上の方 (要介護1～5の認定を受けている方は含まない)	要支援・要介護認定を受けている町民（施設居住者を除く）とその家族
調査時期	令和4年11月	令和4年11月～令和5年1月
調査方法	郵送法	認定調査員による聞き取り
調査地域	古座川町全域	古座川町全域
配布数	1,100件	
有効回収数	805件	71件
有効回収率	73.2%	

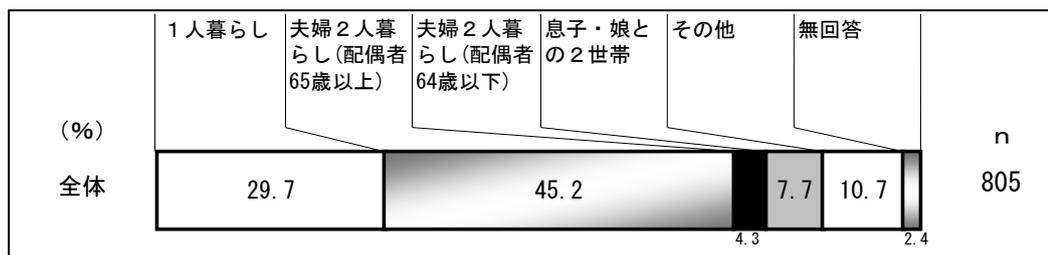
2 調査結果からみた高齢者の現状等

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 家族構成

家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(45.2%)、「1人暮らし」(29.7%)、「息子・娘との2世帯」(7.7%)、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」(4.3%)となっています。

■ 家族構成 ■

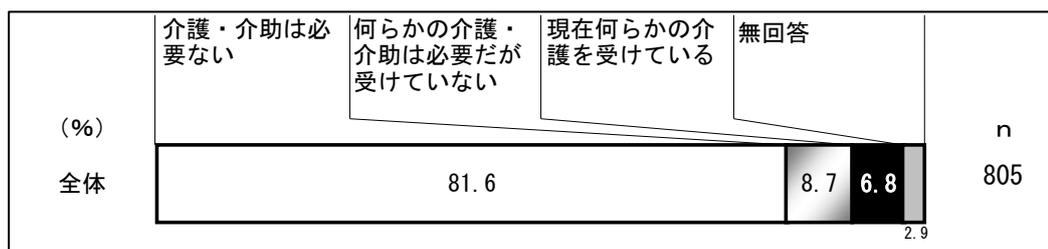


※「n」は回答数。以下、同様。

② 日常生活での介護・介助の必要性

日常生活での介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が81.6%、「何らかの介護・介助は必要だが受けていない」が8.7%、「現在何らかの介護を受けている」が6.8%となっています。

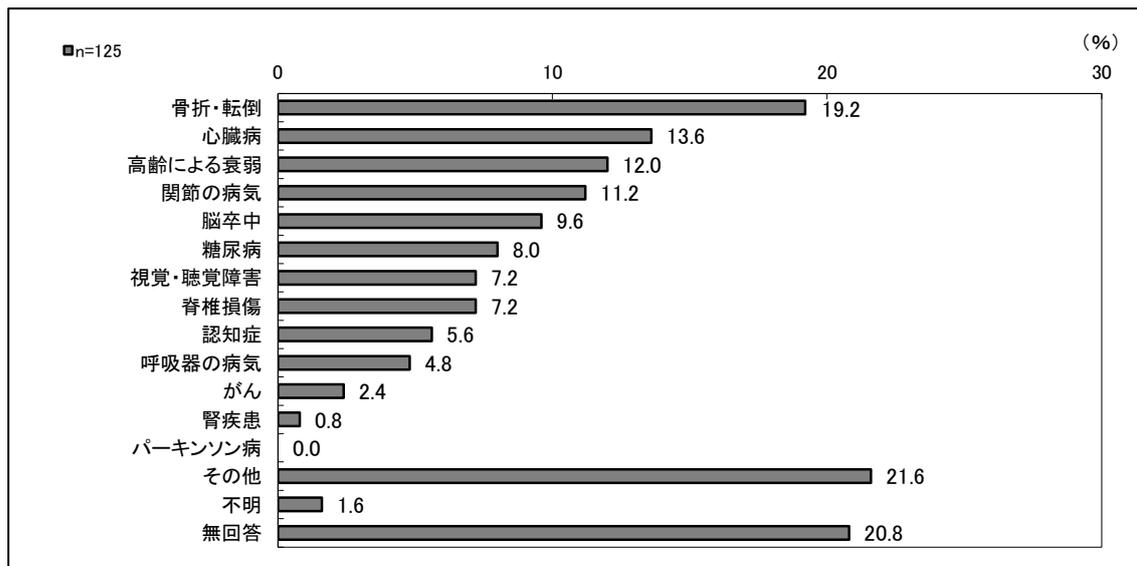
■ 日常生活での介護・介助の必要性 ■



③介護・介助が必要になった主な原因

②の問で「1. 介護・介助は必要ない」以外に回答した人（125人・全体の15.5%）に、介護・介助が必要になった主な原因をたずねたところ、具体的には、「骨折・転倒」（19.2%）が第1位、次いで、「心臓病」（13.6%）、「高齢による衰弱」（12.0%）、「関節の病気」（11.2%）、「脳卒中」（9.6%）、「糖尿病」（8.0%）、「視覚・聴覚障害」・「脊椎損傷」（同率7.2%）、「認知症」（5.6%）、「呼吸器の病気」（4.8%）、「がん」（2.4%）などの順となっています。

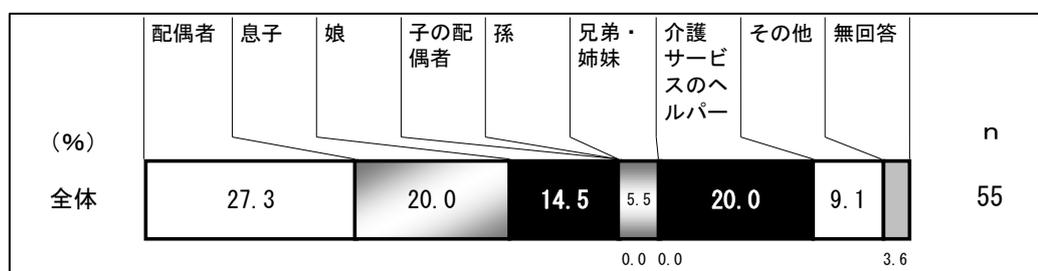
■介護・介助が必要になった主な原因■



④主な介護者

②の問で「3. 現在、何らかの介護を受けている」と回答した人（55人・全体の6.8%）に、主な介護・介助者をたずねたところ、「配偶者」（27.3%）、「息子」・「介護サービスのヘルパー」（同率20.0%）、「娘」（14.5%）、「兄弟・姉妹」（5.5%）となっています。

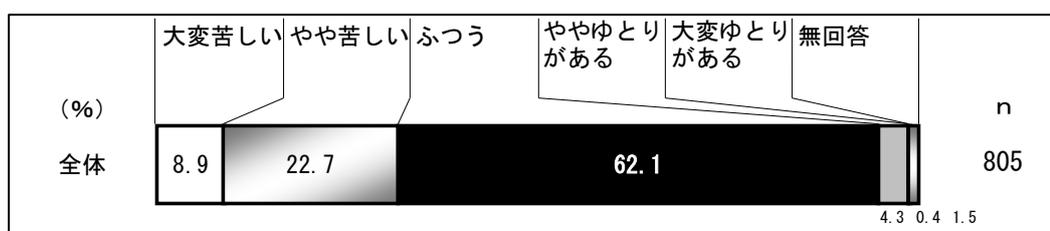
■主な介護・介助者■



⑤経済的にみた現在の暮らしの状況

経済的にみた現在の暮らしの状況については、「ふつう」が62.1%で最も多く、以下、「やや苦しい」(22.7%)が続き、これに「大変苦しい」(8.9%)を合わせた“苦しい”は31.6%、一方、“ゆとりがある”（「ややゆとりがある」(4.3%)、「大変ゆとりがある」(0.4%)の合計）は4.7%となっています。

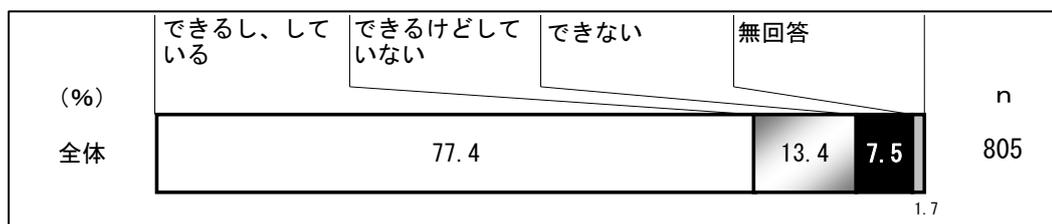
■経済的にみた現在の暮らしの状況■



⑥バスや電車を使って1人で外出している

バスや電車を使って1人で外出しているかどうかについては、「できるし、している」が77.4%、「できるけどしていない」が13.4%、「できない」が7.5%となっています。

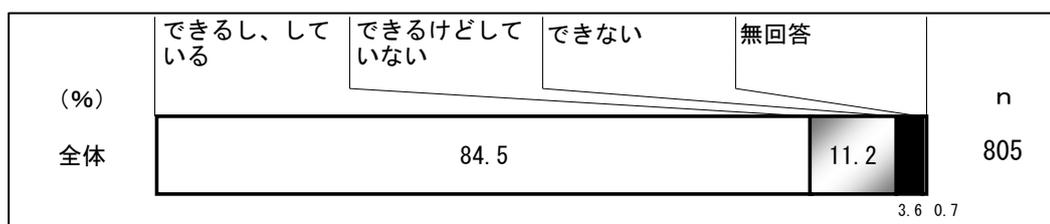
■バスや電車を使って1人で外出している■



⑦自分で食品・日用品の買物をしている

自分で食品・日用品の買物をしているかについては、「できるし、している」が84.5%、「できるけどしていない」が11.2%、「できない」が3.6%となっています。

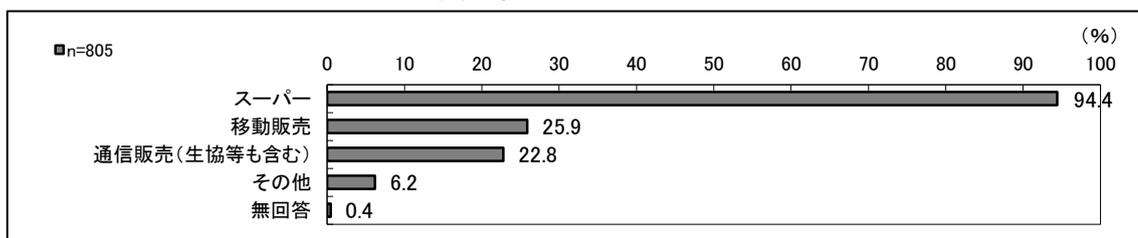
■自分で食品・日用品の買物をしている■



⑧買い物をするところ

⑦の間で、「1.できるし、している」と答えた人（680人・全体の84.5％）に、買い物をするところをたずねたところ、「スーパー」（94.4％）が第1位、次いで、「移動販売」（25.9％）、「通信販売（生協等も含む）」（22.8％）の順となっています。

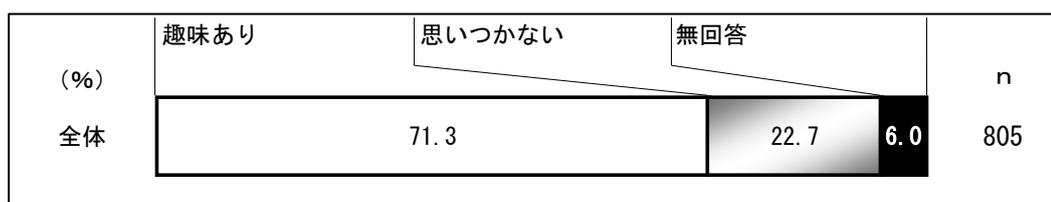
■買い物をするところ■



⑨趣味の有無

趣味はあるかどうかについては、「趣味あり」が71.3％、「思いつかない」が22.7％となっています。

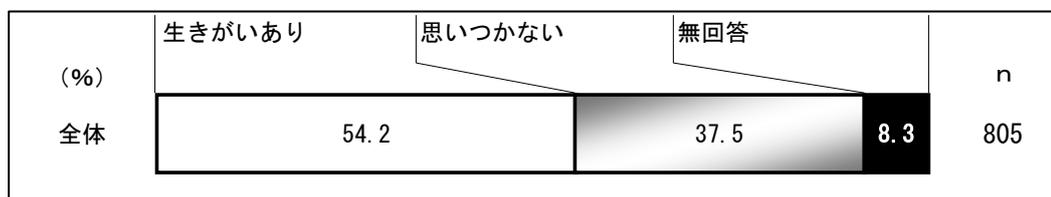
■趣味の有無■



⑩生きがいの有無

生きがいはあるかどうかについては、「生きがいあり」は54.2％、「思いつかない」は37.5％となっています。

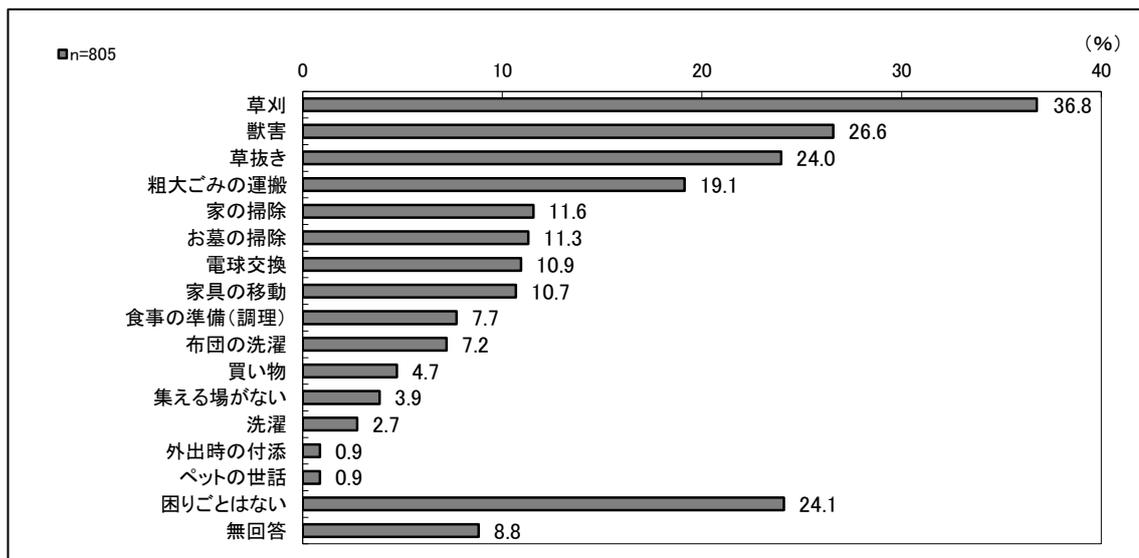
■生きがいの有無■



⑪日頃困っていること

日頃困っていることをたずねたところ、「草刈」(36.8%)が第1位、次いで、「獣害」(26.6%)、「草抜き」(24.0%)、「粗大ごみの運搬」(19.1%)、「家の掃除」(11.6%)、「お墓の掃除」(11.3%)、「電球交換」(10.9%)、「家具の移動」(10.7%)、「食事の準備(調理)」(7.7%)、「布団の洗濯」(7.2%)、「買い物」(4.7%)、「集える場がない」(3.9%)などの順となっています。なお、「困り事はない」は24.1%でした。

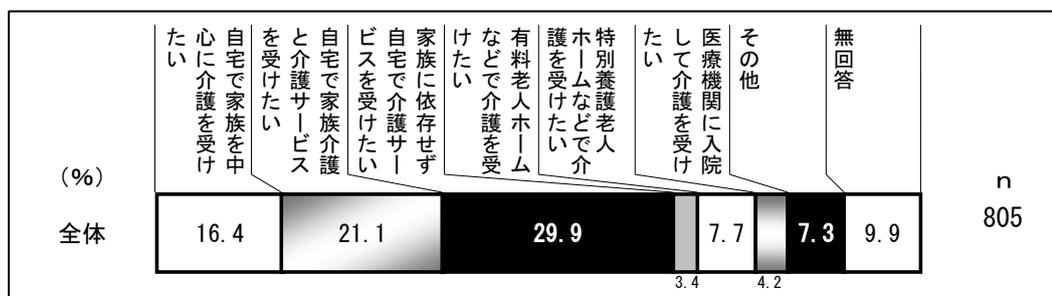
■日頃困っていること■



⑫介護の希望

介護の希望については、「家族に依存せず自宅で介護サービスを受けたい」(29.9%)、「自宅で家族介護と介護サービスを受けたい」(21.1%)、「自宅で家族を中心に介護を受けたい」(16.4%)、「特別養護老人ホームなどで介護を受けたい」(7.7%)、「医療機関に入院して介護を受けたい」(4.2%)、「有料老人ホームなどで介護を受けたい」(3.4%)となっています。

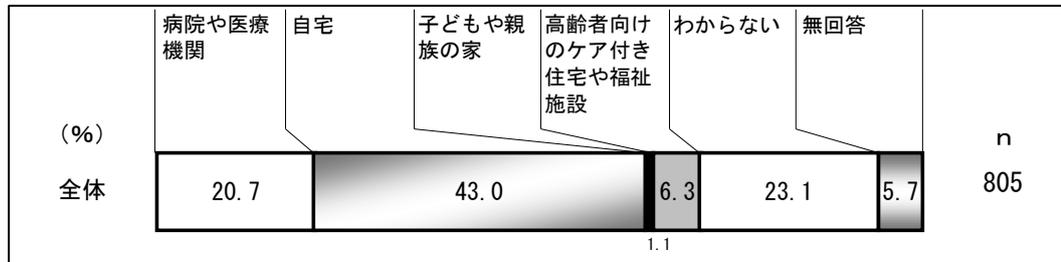
■介護の希望について■



⑬最期を迎えたい場所

最期を迎えたい場所をたずねたところ、「自宅」(43.0%)、「病院や医療機関」(20.7%)、「高齢者向けのケア付き住宅や福祉施設」(6.3%)、「子どもや親族の家」(1.1%)となっています。なお、「わからない」は23.1%でした。

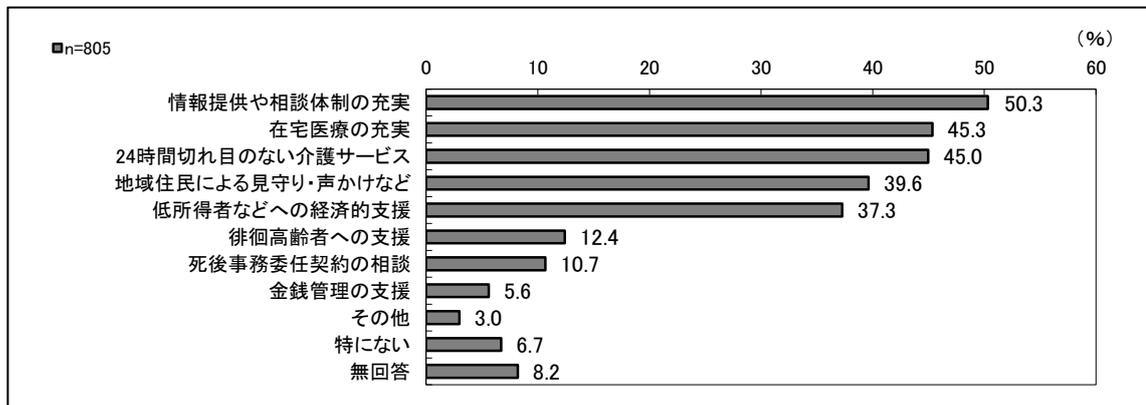
■最期を迎えたい場所■



⑭これからの高齢者保健福祉施策で町が力をいれるべきこと

これからの高齢者保健福祉施策で町が力をいれるべきことについては、「情報提供や相談体制の充実」(50.3%)が第1位、次いで、「在宅医療の充実」(45.3%)、「24時間切れ目のない介護サービス」(45.0%)、「地域住民による見守り・声かけなど」(39.6%)、「低所得者などへの経済的支援」(37.3%)、「徘徊高齢者への支援」(12.4%)、「死後事務委任契約の相談」(10.7%)などの順となっています。なお、「特にない」は6.7%でした。

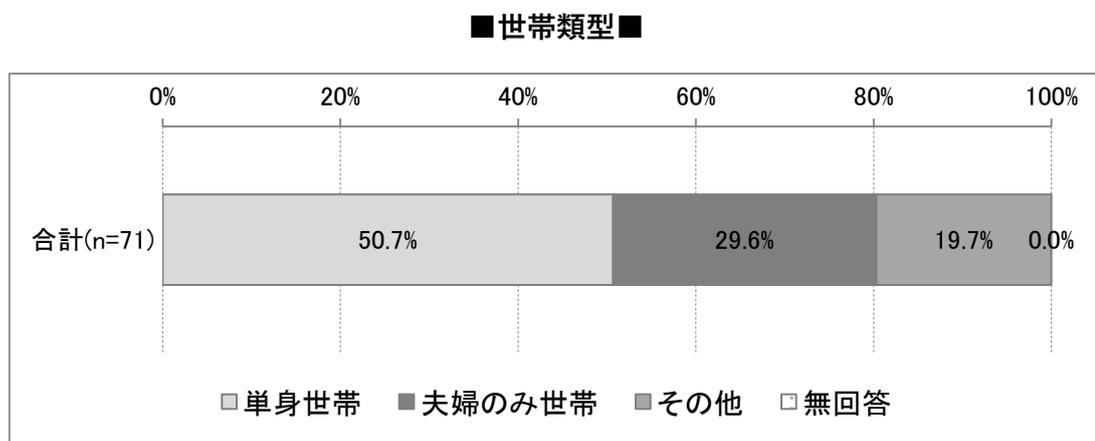
■これからの高齢者保健福祉施策で町が力をいれるべきこと■



(2) 在宅介護実態調査

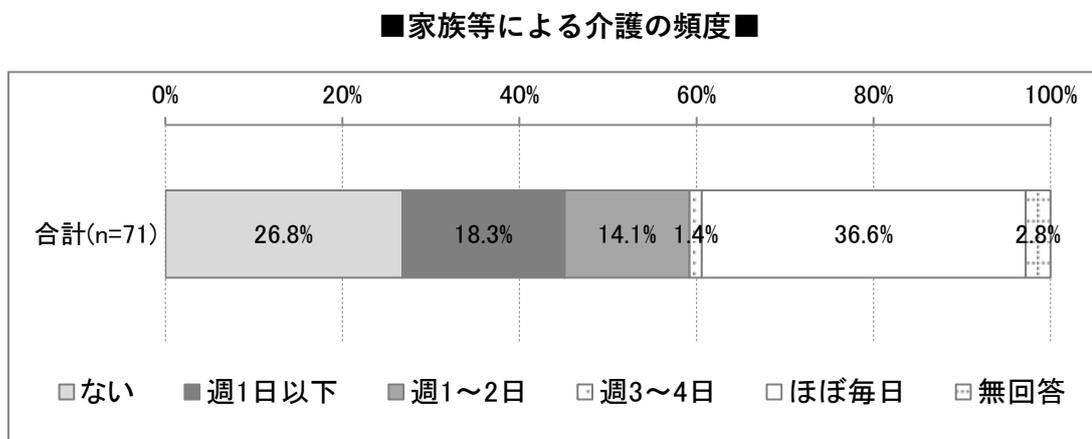
①世帯類型

世帯類型については、「単身世帯」が50.7%、「夫婦のみ世帯」が29.6%、「その他」が19.7%となっています。



②家族等による介護の頻度

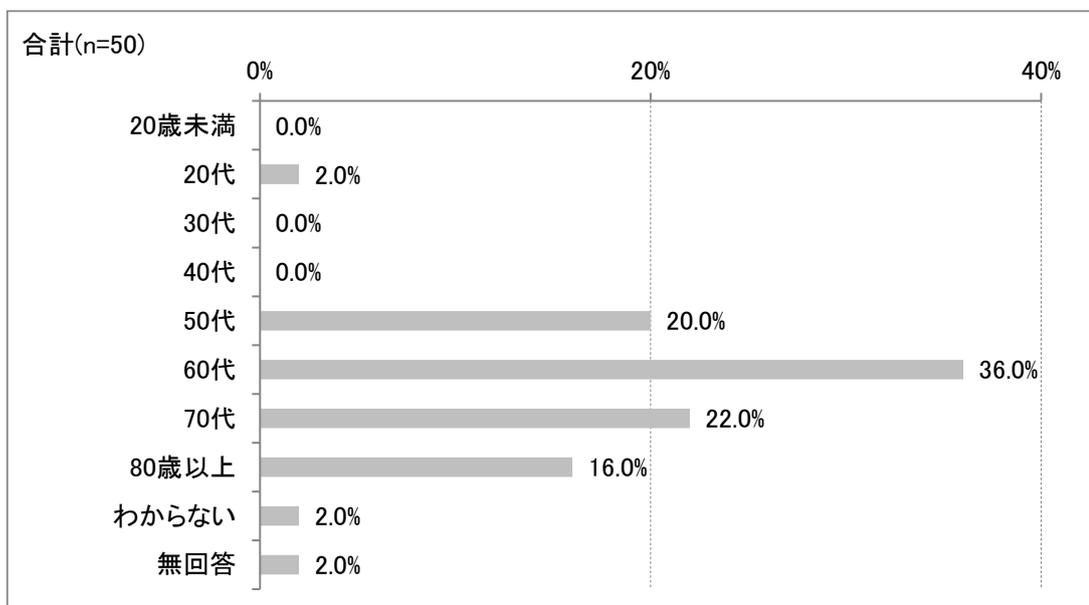
家族等による介護の頻度については、「ほぼ毎日」(36.6%)、「ない」(26.8%)、「週1日以下」(18.3%)、「週1～2日」(14.1%)、「週3～4日」(1.4%)となっています。



③主な介護者の年齢

主な介護者の年齢については、「60代」(36.0%)、「70代」(22.0%)、「50代」(20.0%)、「80歳以上」(16.0%)、「20代」(2.0%)となっています。なお、「わからない」は2.0%でした。

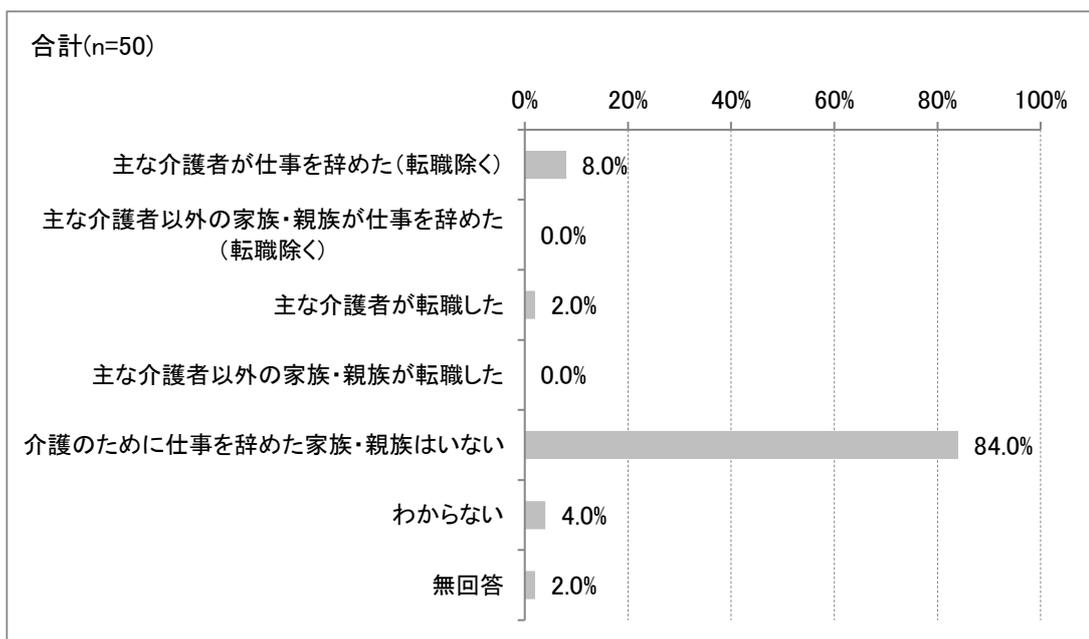
■主な介護者の年齢■



④介護のための離職の有無

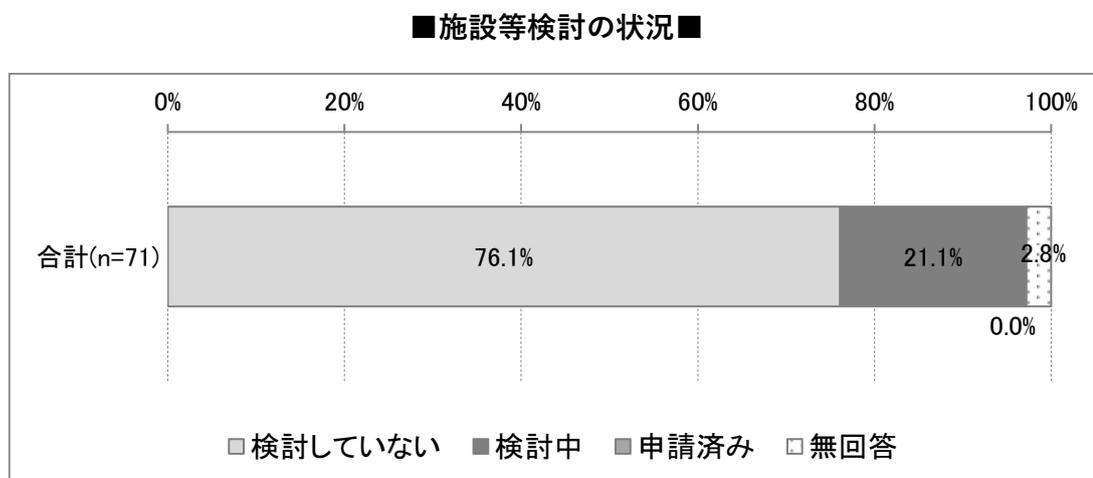
介護のための離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」(84.0%)、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(8.0%)、「主な介護者が転職した」(2.0%)となっています。なお、「わからない」は4.0%でした。

■介護のための離職の有無■



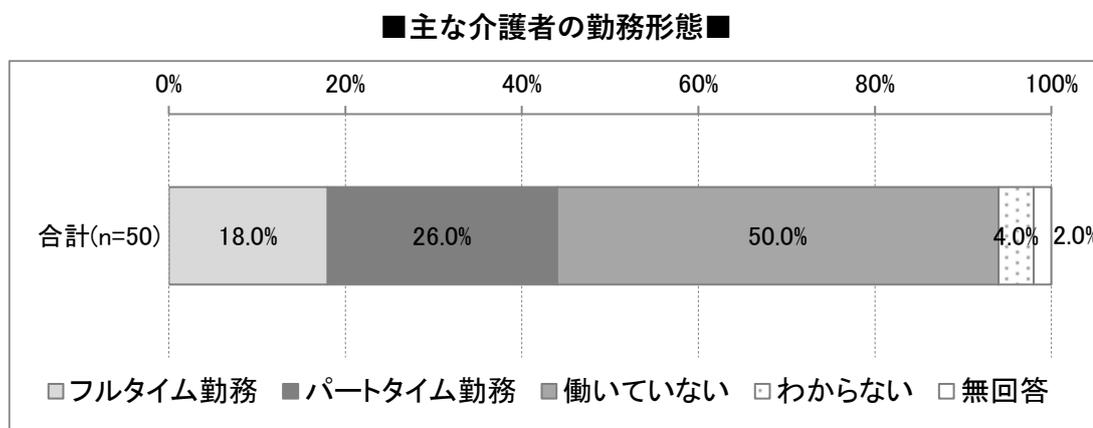
⑤施設等検討の状況

施設等検討の状況については、「検討していない」が76.1%、「検討中」が21.1%となっています。



⑥主な介護者の勤務形態

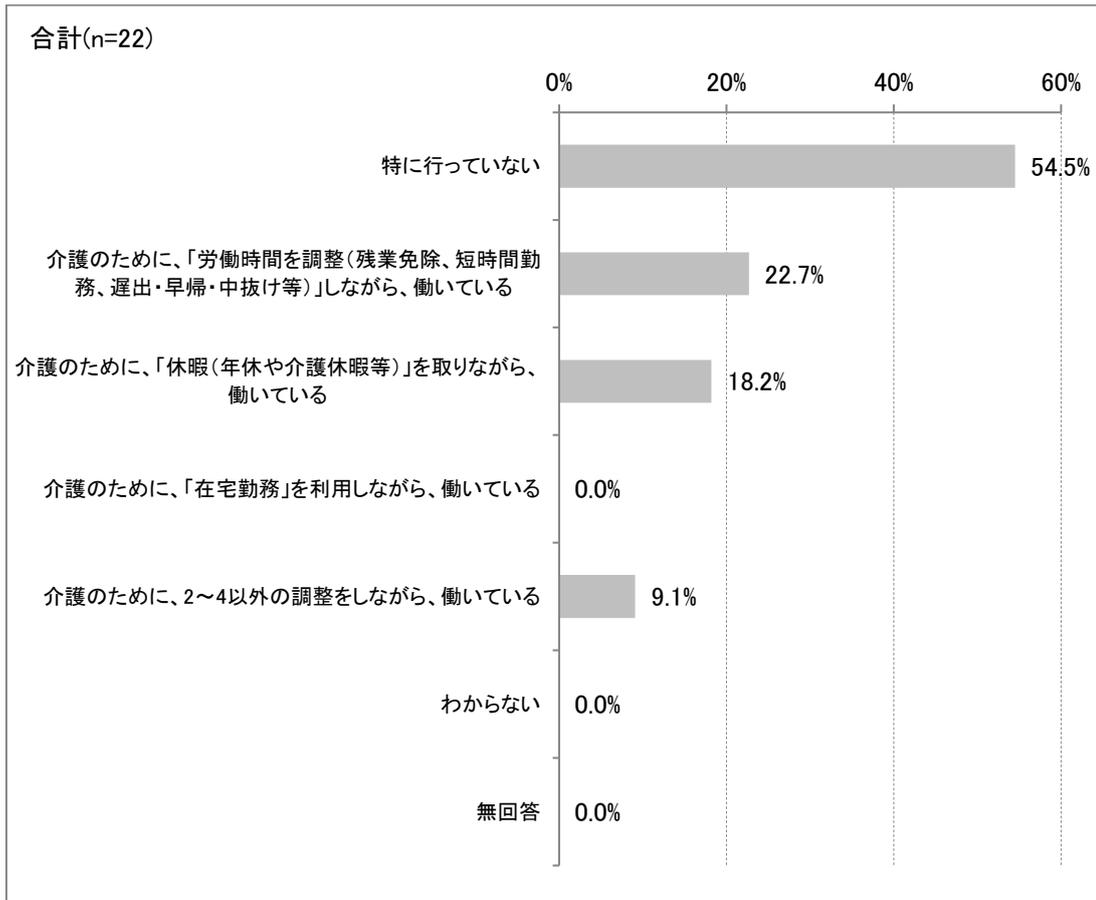
主な介護者の勤務形態については、「働いていない」が50.0%、「パートタイム勤務」が26.0%、「フルタイム勤務」が18.0%となっています。なお、「わからない」が4.0%でした。



⑦主な介護者の方の働き方の調整の状況

主な介護者の方の働き方の調整の状況については、「特に行っていない」(54.5%)が第1位、次いで、「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」(22.7%)、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇)」を取りながら、働いている」(18.2%)、「介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている」(9.1%)の順となっています。

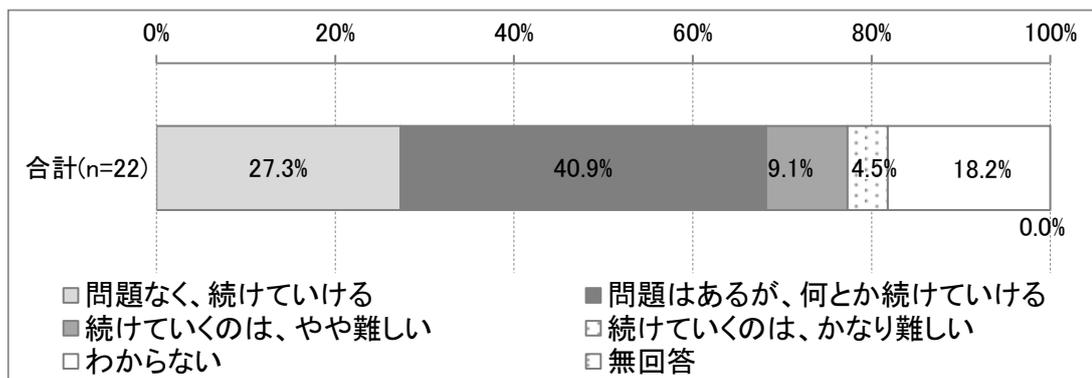
■主な介護者の勤務形態■



⑧主な介護者の就労継続の可否に係る意識

主な介護者の就労継続の可否に係る意識については、「問題はあるが、何とか続けていける」(40.9%)、「問題なく、続けていける」(27.3%)、「続けていくのは、やや難しい」(9.1%)、「続けていくのは、かなり難しい」(4.5%)となっています。なお、「わからない」が18.2%でした。

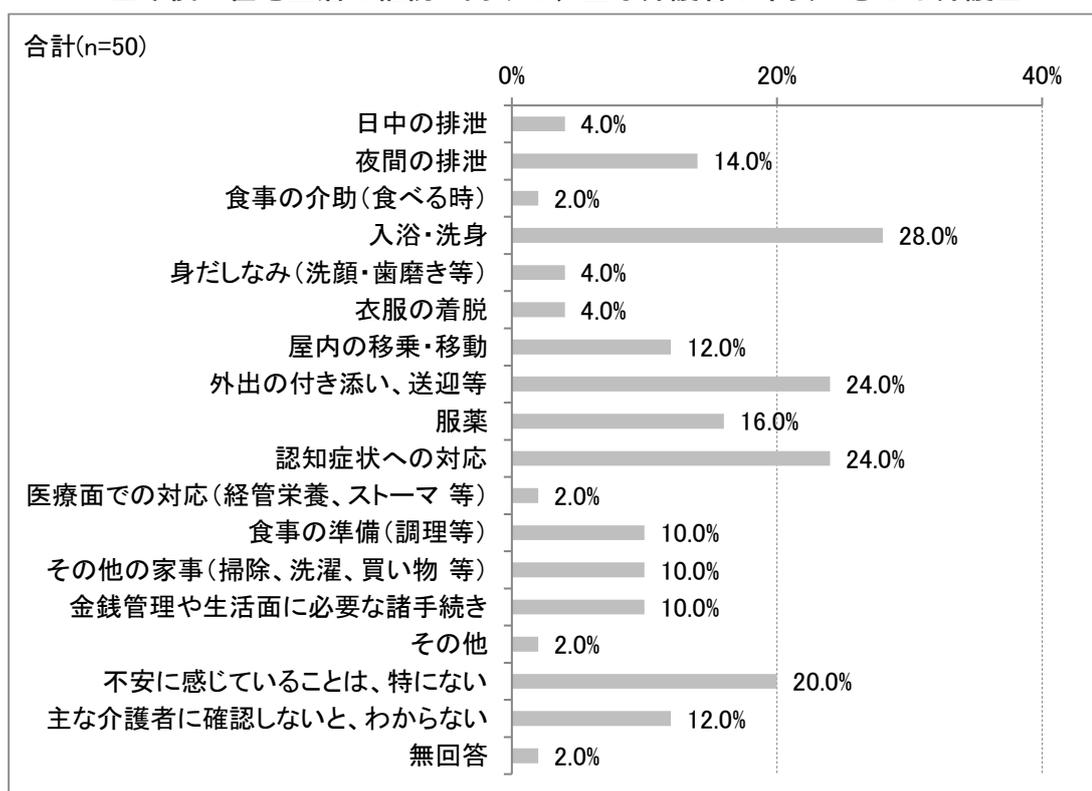
■主な介護者の就労継続の可否に係る意識■



⑨今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、「入浴・洗身」(28.0%)が第1位、次いで、「外出の付き添い、送迎等」・「認知症状への対応」(同率24.0%)、「服薬」(16.0%)、「夜間の排泄」(14.0%)、「屋内の移乗・移動」(12.0%)などの順となっています。なお、「不安に感じていることは、特にない」が20.0%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が12.0%でした。

■今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護■



第4章 前計画の取組状況

1 前計画の施策の実施状況

本計画の策定に先だって、前計画の取組状況を把握すべく、計画の重点取組と達成指標について、振り返りを実施しました。

結果は以下のとおりです。

なお、取組内容の詳細については、第7章に掲載しています。

(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

①筋力トレーニング教室

各地域で自主開催している教室に対して実技面の確認や、自主開催継続についての支援等を実施しました。令和4年度の参加登録者は69名となっており、令和3年度の77名より減少しました。参加者の高齢化もあり、体調が思わしくない方が多くなったこと、他の集まりの場ができたこと等の理由で休止になった教室もありました。

高齢化に伴い、継続することが困難になってきている方が徐々に増えてきており、参加者が減少傾向にあることから、新規参加者の募集の検討が必要です。

②いきいき百歳体操

毎年、新規の地区で2～3箇所の実施を目標に取り組んでおり、令和4年度には新規に3地区で実施しました。参加者の状態に合わせて実施しており、初回から4回の指導後の自主開催がスムーズに継続できるように、指導時から意識付けができるように関わっています。指導終了後も、地区に出向き様子を確認し、必要に応じて関係機関と連携を取り合いました。取り組んだ7地区では、現在も自主開催が継続できています。

各地区で集会所などの集まりやすい場所を使用していますが、徒歩では距離があることから、交通手段がない方にとっては通うことが困難な状況です。

③通いの場の充実

高齢者が健康への意識を高め、行動できるよう積極的に関わり、健康教育や健康相談などを実施してきました。制度の周知については、担当者が活動場所に出向くほか、広報や福祉の手引き等にも掲載しており、申請団体は増加しています。

④ふれ愛カフェ・よりみち

利用者の要望に応え各地区で開催していましたが、長引くコロナ禍により感染状況を考慮しての開催となりました。地区を限定し、「いきいき百歳体操」等を目的とした住民主体の集いの場づくりに取り組みました。

小川地区において、秋桜の花畑づくりに取り組み、地区や世代を超えて交流したほか、七川地区において、住民主体の集いの場づくりをしていく中、ポッチャ球技を楽しむようになり、令和5年3月に七川ポッチャ交流会を開催し、友人との交流や競技を行う機会に進展しました。

長引くコロナ禍により開催数が減少し、その間に各地区の参加者も高齢化等により減少傾向にあります。ふれ愛カフェよりみちやいきいき百歳体操を通じて住民主体による集いの場づくりを進めていますが、集会所までの移動支援が課題となり、参加者数が伸び悩んでいる地区もあります。

⑤地域ケア会議の開催

個別会議については、令和3年までは年2～3回実施し、通院が困難な方への対応として、外出支援の対象者の枠を拡大するなど、地域課題の解決に向けた仕組みができましたが、令和4年には新型コロナウイルス感染症の影響により、個別会議の開催はできませんでした。ケアマネジャーが主に3人であることから、事例提出に負担感が強く、また、事例自体も少ない状況です。

(2) 認知症施策の推進

①認知症サポーターの養成及びステップアップ講座の開催

サポーター養成講座については、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら実施したため、目標値より下回っている年度もあります。なお、令和5年度にステップアップ講座の実施を予定しており、今後はチームオレンジの設置につながるよう検討を進めていきます。

②認知症カフェ

コロナ禍により、令和3、4年度の実施回数は少なかったですが、令和5年度からは毎月1回実施し、認知症の方でも気軽に集える場所として、また、地域の認知症への理解の促進をめざす拠点づくりに取り組んでいます。

「陽だまり」が設置されている以外の地区での開催が少ない状況です。

③認知症初期集中支援チーム

医療や介護につながっていない認知症の疑いがある方について、家族や周囲から相談があれば訪問し、認知症サポート医の助言を得ながら介入方法を検討しました。

訪問活動を行っていても、医療にはつながっているものの、介護サービスにはつながらないケースがあります。

④認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、地域包括支援センターと共催し、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを行いました。

また、訪問活動において、認知症の疑いがある方について地域包括支援センターと社会福祉協議会で情報共有し対応しました。

さらに、社会福祉協議会が行っている集いの場において、もの忘れや認知症などを身近に感じてもらえるよう「ほのぼの川柳（旧 もの忘れ川柳）」の募集などを行いました。

認知症地域支援推進員はそれぞれ兼務であり、専任ではないことが課題となっています。

⑤認知症ケアパスの周知・普及

認知症疾患医療センターと圏域市町村で認知症ケアパスを作成しました。

認知症ケアパスの周知・普及が進んでいないため、今後の課題として挙げられます。

⑥認知症高齢者等見守り QR コード活用事業

町内商店、事業所、医療機関などへポスターの掲示依頼をしたほか、民生委員総会、認知症カフェ等において周知・啓発を行いました。

また、「包括だより」へ紹介記事を記載し、回覧しました。

QR コード事業について、地域住民等への浸透が十分とはいえない状況であることから、当事業の活用に向けたさらなる周知・啓発が必要です。

(3) 人材確保の取組の強化

令和3年度に介護人材育成支援事業補助金交付要綱を策定しました。

また、町内の社会福祉法人を対象に支援を行い、令和3年度において、育成強化につながった人数は8人です。

介護人材の定着及び育成を図るため、介護事業所に対し、ニーズに合った支援策の検討が必要です。

第5章 計画の主要課題

本町における高齢者を取り巻く状況、介護保険データや前回の高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の検証、さらには国や県の動向等を踏まえると、本計画を策定するにあたっての主要課題は次のとおりです。

1 健康長寿を支える地域づくり

健康寿命の延伸の重要性が高まっているとともに、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれるところであり、認知症予防が重要課題といえます。生涯にわたって、できる限り住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らすことができるよう、医療・介護予防との一体的な推進などにより、健康長寿を支える地域づくりをめざす必要があります。

2 暮らしを支える地域づくり

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などにより、高齢者の安全・安心を確保することの重要性が高まっています。高齢者の移動手段の確保や日常からの見守り支援を充実し、地域での自立した生活を支えるなど、町民の安全・安心を確保し、快適で安全に過ごせる地域づくりが必要です。

3 介護生活を支える地域づくり

制度の発足後22年を経過した介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着していますが、介護費用の高騰や介護人材不足、介護離職などの問題も懸念されているところです。いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者になる令和7（2025）年や、令和22（2040）年を見据えながらサービスの質の充実はもとより、サービスの周知や適切な利用の促進など、必要とする人が必要なサービスを受けられる、持続可能な介護保険制度の運用などにより、介護生活を支える地域づくりが必要です。

第6章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えるとともに、高齢者人口がピークを迎える令和22年を見通すと、後期高齢者が急増することによって、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者の増加が見込まれています。

今後における高齢者を支える若年層の減少を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、介護予防、医療、住まい及び自立した日常生活の支援の5つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者や地域の特性等を反映させることにより、本町に相応しいサービス体制の推進を一層進めていく必要があります。

本町の高齢化率は、令和5年で54.5%となっており、高齢化は、今後もさらに進展することが予想され、非常に深刻な問題となっています。

本計画は、これらの状況や第8期計画における取組や成果を踏まえつつ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えたものである必要があるため、本町の基本理念である

生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川

を実現するため、4つの基本目標を設定し、高齢者福祉施策を推進します。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、4つの基本目標を設定します。

(1) 高齢者の暮らしを支える体制づくり

高齢者の暮らしを支える体制づくりに向け、必要な支援を地域の中で包括的に提供できるよう、地域包括ケアシステムをさらに推進します。

加えて、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍する地域共生社会を念頭に、地域住民や行政、関係機関と協働し、地域や個人が抱える生活課題を様々な方法で解決する「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を強化します。

また、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備をより一層推進するため、関係者間の情報共有やネットワークの構築、地域資源の掘り起こし、ボランティアをはじめとする地域活動の担い手の育成等によって、地域の生活支援や介護予防サービスの提供体制を強化します。

さらに、高齢者の生活支援に寄与するサービスや介護に取り組む家族等への支援も引き続き充実を図っていくことで、高齢者の暮らしを支える体制をより一層強化します。

(2) いつまでも元気な健康づくり

いつまでも元気な健康づくりをめざし、健診や様々な機会において啓発活動を行うとともに、健康寿命の延伸に向けた取組や健康づくり運動の推進、食と歯、口腔の健康づくりを強化するなど、健康増進と介護予防を一体的に推進します。

また、健康相談や健康教育、訪問指導事業の充実を図ることで、心身の生涯にわたる健康づくりを推進します。

さらに、令和2年度に発生した、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、感染症対策や感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る体制整備等の支援体制を充実します。

(3) 生涯現役、生きがいづくり

生涯にわたって生きがいを持って活動することができるよう、場の提供や自主的な学習やグループの立ち上げが活性化するような支援や活動を行い、たとえ病気や障害を持っていても、地域の住民が充実した日々を過ごせるまちづくりを推進します。

なお、養蜂や農作業、園芸等の野外で行う作業に生きがいを持って活動されている方への支援として、それらの活動の鳥獣被害の軽減を図ることで生きがいを守るなど多様な側面からの支援も積極的に行います。

また、世代間交流を活性化することで高齢者の孤独・孤立化を防ぐとともに活躍の機会や役割の創出につなげます。

さらに、高齢者の雇用や就業については、シルバー人材センターの充実を図り、生きがいの創出や地域社会の活性化をめざすとともに、事業者にも働きかけていくことで元気高齢者の就労を支援します。

(4) 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者にやさしいまちづくりをめざし、認知症の方を支援するだけでなく、地域住民への啓発を強化するなど地域が一体となって取り組むなどにより、認知症施策を強化し推進します。

また、認知症の家族等介護者への支援も強化し、家族等介護者の介護負担の軽減を図るほか、権利擁護の取組や若年性認知症対策の推進、認知症バリアフリーの推進も行います。

さらに、在宅生活を支える環境づくりの推進として、公共交通機関が乏しい本町では移動に関するニーズが高いことから、移動手段の確保に努めるほか、地域での見守りの強化や多様な住まいの安定的な確保にも努め、地域の住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの取組を強化します。

3 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう地理的条件、人口、交通状況、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされています。

本町では、以上の状況を総合的に勘案した結果、第8期に引き続き町内全域を1圏域と設定します。

なお、圏域を構成する各地区の状況は以下のとおりです。

■各地区の状況■

地区	人口（人）	高齢者人口（人）		高齢化率（％）		備考
		前期高齢者人口（人）	後期高齢者人口（人）	前期高齢者人口割合（％）	後期高齢者人口割合（％）	
七川地区	336	258		76.8		佐田、添野川、平井、下露、西川、成川、松根
		61		18.2		
		197		58.6		
三尾川地区	253	139		54.9		洞尾、蔵土、三尾川、端郷、松の前、真砂、長追、南平
		43		17.0		
		96		37.9		
小川地区	107	76		71.0		山手、椎平、長、滝の拝、宇筒井、大桑、西赤木、田川、小森川
		33		30.8		
		43		40.2		
明神地区	551	296		53.7		高瀬、川口、直見、中崎、明神、潤野、大柳、一雨、鶴川、立合、立合川、相瀬、峯
		120		21.8		
		176		31.9		
高池地区	1136	530		46.7		高池下部、高池上部、池野山、楠、宇津木、月野瀬
		223		19.6		
		307		27.0		
計	2383	1229		54.5		
		480		20.1		
		819		34.4		

資料：住民基本台帳（令和5年8月末現在）

※この表は、四捨五入しているため、合計が一致しない箇所がある

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開	取組
生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川	1 高齢者の暮らしを支える体制づくり	(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	①地域ケア会議の推進★ ②地域包括支援センターの運営 ③在宅医療・介護連携の促進 ④適切なりハビリテーションの提供体制の構築 ⑤地域共生社会の実現 ⑥保健福祉センターの機能強化 ⑦地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上★
		(2) 生活支援事業の充実	①生活支援コーディネーターの配置 ②協議体の設置 ③高齢者の生活支援事業 ④介護に取り組む家族等への支援の充実
	2 いつまでも元気な健康づくり	(1) 健康づくりと介護予防の一体的な推進	①生活習慣病の予防とがん検診 ②健康寿命の延伸に向けた健康づくり ③健康づくり運動の推進 ④食と歯、口腔の健康づくり ⑤住民主体の活動の推進★
		(2) 保健事業の充実	①健康相談の充実 ②健康教育の充実 ③訪問指導事業 ④感染症対策の推進
	3 生きがいづくり、生涯現役、	(1) 生きがいづくりの推進	①高齢者の文化・スポーツ活動の活性化 ②老人クラブの活性化 ③鳥獣被害の軽減 ④世代間交流の活性化
		(2) 雇用・就業対策の推進	①シルバー人材センターの充実 ②事業者への情報発信と高齢者の就労支援
	4 高齢者にやさしいまちづくり	(1) 認知症支援と権利擁護の推進	①認知症初期集中支援チーム事業の推進 ②認知症地域支援推進員 ③認知症の家族等介護者への支援の強化 ④認知症サポーターの養成及びステップアップ講座の開催★ ⑤キャラバン・メイトの養成 ⑥認知症ケアパスの周知・普及 ⑦権利擁護のための取組 ⑧若年性認知症対策の推進 ⑨認知症バリアフリーの推進
		(2) 在宅生活を支える環境づくりの推進	①移動環境の整備 ②多様なニーズに対するサービスの確保 ③移動販売事業者との協力 ④高齢者への見守りネットワークの強化 ⑤要援護者台帳による情報共有

★特に重点的に取り組む施策・事業

第7章 施策の展開

基本目標1 高齢者の暮らしを支える体制づくり

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①地域ケア会議の推進★

より良い福祉サービスの提供を図るため、地域包括支援センターが主催し、困難事例や介護予防の個別検討を通して、マネジメント力の向上やネットワーク構築を進めるとともに、地域課題の把握、整理を行います。多職種が共同して参加することで、ケアマネジメントを総合的に支援し、地域課題を抽出します。

個別会議	実績値		見込み	目標値		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
開催回数(回)	1	0	1	2	2	2
延べ参加者数(人)	7	0	7	15	15	15
検討事例数(件)	1	0	1	2	2	2

②地域包括支援センターの運営

1) 地域包括支援センターの運営の安定化

本町ではこれまでに、地域ケア会議や認知症施策推進事業等の各種事業を実施し、顔の見える関係を構築することで、地域包括ケアシステムの確立に向け、効果的に運営してきました。

今後も多職種との連携を図りながら、様々な施策を検討・実施できるよう運営していきます。

③在宅医療・介護連携の促進

1) 地域の医療・介護の資源の更新

在宅医療・介護連携の情報を更新し、地域包括支援センターや地域の医療機関・介護事業所に周知し、在宅医療相談や町内の医療機関との連携に活用します。

2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

在宅医療・介護連携に関する情報共有のルール策定や切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、医療・介護のネットワークづくり等、地域ケア会議の場等を利用して、引き続き課題の抽出と対応策を検討します。

3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

在宅医療を望む高齢者が適切な医療ケアや介護サービスを受けるため、地域の医療機関と介護事業所の連携を深め、在宅医療と在宅介護を一体的に提供する仕組みを維持します。また、地区の医療機関や介護事業所だけでなく、広域的な医療と介護のネットワーク構築に取り組みます。

4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

相談窓口に寄せられる様々な相談に応じるため、医療に関する研修会や権利擁護に関する研修会等に参加し、情報を常にアップデートするとともに、関係機関との連携を深めます。

5) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

近隣の関係市町村が協力して、関係部局、医師会等の医療関係団体及び介護の関係団体、医療・介護関係者、県の関係部局等が参画する会議を開催し、共通の情報共有の方法等、広域連携が必要な事項について地域の実情に応じて検討する事業です。

本町では、串本圏域と新宮圏域において「退院支援ルール」を策定しており、在宅医療・介護連携体制を構築しています。

④適切なリハビリテーション提供体制の構築

適切なリハビリテーションが提供されるよう、リハビリ専門職の連携体制の構築を支援し、リハビリ専門職との連携を図ります。また、研修や事例検討会を通じて医療職や介護職にも、リハビリのさらなる専門性の向上を促進します。

⑤地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる仕組みづくりの重要性が高まっていることから、地域共生社会を実現すべく具体的な取組の実施に向け、協議体の活用や検討会を開催し、各種の施策展開をめざします。

⑥保健福祉センターの機能強化

保健福祉センターでは、診療所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、役場（健康福祉課）が同じ建物内にあり、顔の見える関係が構築され情報共有がスムーズにできていて、普段から連携しやすい体制にあるため、地域課題の解決に向けた取組を効率的に行っています。

今後は、世代を超えた連携体制を構築し、より一層の充実を図ります。また、できる限りワンストップで相談を受け付けられる体制を整備します。

⑦地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

1) 多様な人材の参入促進

多様な人材の確保に向けて、広報誌による研修の紹介等、幅広い層の介護分野への就職を促します。

介護の仕事の社会的価値を早い段階で啓発し、小・中学生が将来の職業として考えるきっかけをつくります。職場体験等を通じ、介護の仕事の魅力の発信と興味関心の醸成に努めるほか、保護者や教職員に対しても理解促進を図ります。

2) 介護現場の負担軽減と業務の効率化

ICTの導入を活用した介護現場の負担軽減、業務の効率化を図ります。介護事業所における指定申請等の届出や介護事業所間における紙媒体にてやり取りされている情報のオンライン化を推進し、働きやすい職場づくり、介護職員の負担軽減を図ります。

3) 人材確保の取組の強化

県や関係機関との連携を行い、介護人材の定着及び育成を図るための情報提供等を行い、介護人材の確保・定着・育成につながるための取組を継続的に実施します。また、個人だけでなく介護事業所のニーズに合った支援策を検討します。

(2) 生活支援事業の充実

①生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、地域の様々な社会資源や地域ニーズを適切に把握し、サービスの開発や担い手の育成、ネットワークの構築、地域ニーズとの取組のマッチングを行います。

本町では、生活支援コーディネーターを1名配置し、活動の場所に出向くなど活動内容や地域ニーズ、社会資源の把握に努めています。

②協議体の設置

協議体とは、地域に支え合いの輪を広げていくために、地域住民同士で話し合う場です。本町では、令和元年に町内全域を対象とした第1層協議体を立ち上げ、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進してきました。引き続き、地域に根差した生活支援の輪を構築し、身近な困り事を解決する体制を広げます。

③高齢者の生活支援事業

1) 配食サービス

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯に対し、栄養バランスのとれた食事を提供し、栄養管理や健康維持を図るとともに、安否確認を行い生活の安全を確保しています。

配食サービス	実績値		見込み	見込み		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
食数（食）	9,138	9,807	8,664	9,203	9,203	9,203
延べ利用者数（人）	544	431	480	477	477	477

2) 外出支援サービス

加齢、障害等により外出に不自由のある方に対し、居宅等から医療機関や指定通所介護等事業を提供する施設に移送することにより、在宅高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

外出支援サービス	実績値		見込み	見込み		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
延べ利用者数（人）	127	291	315	315	315	315

3) 移動入浴サービス

要介護（要支援）状態にある人が、家庭内で入浴できるよう、週に1～2回入浴車を配車しています。

4) 福祉用具貸与

寝たきりの高齢者や身体障害者（又は世帯）に対して、電動ベッドや車いす、エアーマットを無料で貸与しています。

5) 古座川町冷房機器購入費補助金の交付

冷房機器（エアコン）を設置していない場合等の購入・設置の費用、又は修繕にかかる費用を、町が一部負担します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
利用人数（人）	1	6	3	3	3	3

6) 住環境整備事業

居住する居宅周辺の道路及び通路の整備、又は居宅の改修に要した費用の補助を行い、日常生活の安定を図ります。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
実績額 (円)	103,000	284,000	300,000	300,000	300,000	300,000
利用人数 (人)	2	3	3	3	3	3

④介護に取り組む家族等への支援の充実

1) 家族等介護者への相談体制の充実

経済的不安や老老介護、育児や仕事との両立等、心身の健康リスクを抱える家族等介護者の生活の質の向上のため、要介護者とともに家族等介護者自身が安心した生活を送れるよう、相談支援活動に取り組みます。

2) 家族介護者慰労手当支給事業

要介護高齢者と同居して、常時その介護に従事している人を慰労するとともに、その負担の軽減を図るため、家族介護慰労手当を支給しています。

家族介護慰労手当 支給事業	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
受給者数 (人)	2	2	1	2	2	2

3) 家族介護用品給付事業

在宅の要介護高齢者を介護する家族に、紙おむつ等の介護用品を給付することにより、経済的負担の軽減を図る事業です。

家族介護用品給付事業	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
利用者数 (人)	39	41	45	47	49	51

4) 福祉車両貸与事業

要介護認定者及び身体障害者の家族等が当該要介護認定者等を外出させる場合に、車椅子用の福祉車両を貸与し、利便性の向上を図ることで、介護への負担の緩和を目的に実施している事業です。

福祉車両貸与事業	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
受給者数 (人)	3	15	9	10	10	10

基本目標2 いつまでも元気な健康づくり

(1) 健康づくりと介護予防の一体的な推進

特定健康診査は、40歳から74歳のすべての被保険者・被扶養者を対象に実施されます。特定健康診査を受診することで、自身の健康状態の把握と健康づくりの意識を高め、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療につながります。健診結果から生活習慣の改善が必要と認められた人には、自らの健康状態を正しく理解し、生活習慣改善のための行動目標を自ら設定・実施できるように保健指導を行っています。

今後は、健診を希望する方に受診してもらえよう、健診未受診者の未受診理由を把握し効果的な受診案内ができるように努めるとともに、保健指導の利用促進と生活習慣の改善につなげる指導内容の充実を図ります。

がん検診においては、精密検査が必要との診断があった人に対し、個別にその必要性を説明し受診をすすめます。

①生活習慣病の予防とがん検診

1) 特定健康診査

特定健康診査は、40～74歳の国民健康保険に加入している人を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的に実施しています。受診率向上を図るため、未受診者に対し受診勧奨を行い、また、対象者が受診しやすい環境づくりに努めます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
特定健診受診率（%）	41.3	41.1	43.0	44.0	44.5	45.0

2) 各種がん検診

各種がんを早期発見・早期治療を行うことを目的に実施しています。受診率の向上をめざし受診勧奨、啓発を継続して行います。

	R3年度			R4年度			R5年度見込み		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
胃がん検診 (人)	1,753	119	6.8%	1,534	134	8.7%	1,516	103	6.8%
肺がん検診 (人)	2,081	431	20.7%	2,031	442	21.8%	1,977	440	22.3%
大腸がん検診 (人)	2,081	445	21.4%	2,031	442	21.8	1,977	446	22.6%
乳がん検診 (人)	1,085	109	10.0%	1,056	102	9.7%	1,027	87	8.5%
子宮がん検診 (人)	1,096	113	10.3%	1,155	105	9.1%	1,131	97	8.6%

②健康寿命の延伸に向けた健康づくり

教室・イベント等の開催により、健康づくり意識の高揚を図ります。

③健康づくり運動の推進

保健福祉センターを拠点とし、栄養バランス、身体活動・運動、休養・こころの健康、健（検）診の各分野の目標値の達成に向けた健康づくり運動の推進・拡大・定着化を促進します。

④食と歯、口腔の健康づくり

必要な栄養素をしっかりと摂る食生活や適切な食習慣、食べる力を維持するための口腔ケアの重要性について、普及啓発に取り組みます。

高齢者のより良い食生活の推進と低栄養状態の早期発見のために、関係機関と連携し低栄養予防に取り組みます。また、口腔機能を維持することの大切さや口腔の健康と全身の健康との関係等を啓発し関心を高めるなど、食と歯、口腔について正しい知識の普及啓発を推進します。

⑤住民主体の活動の推進

1) 筋力トレーニング教室

筋力トレーニング教室では、全身のストレッチ体操や踏台を使用した昇降運動や筋力トレーニングを行います。教室に継続して参加している人と中止した人では、要介護認定率に明らかな差がみられることから、会員数の増加と加入割合の向上を図り、元気高齢者を増やします。

また、出前講座時に広報をしたり、介護保険被保険者証の発行時にチラシを折り込んだりするなど、筋力トレーニングの周知・広報に努めます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
実施数（箇所）	8	7	5	5	5	5
会員数（人）	77	72	52	50	50	50

2) いきいき百歳体操

いきいき百歳体操では、手足に重りバンドを巻き、椅子に座ってDVDを見ながら筋力運動等を行います。初回から4回まではスタッフ指導のもと行い、その後は参加者の自主教室として開催を継続します。皆で集まって体操をすることで元気高齢者のさらなる増加をめざします。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
実施数（箇所）	4	7	9	11	12	13

3) 通いの場の充実

これからの介護予防にあたり、住民運営の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりや、高齢者の生活機能の維持といった視点から事業を推進していく必要があります。

地域住民の方が主体となって、新たな場を立ち上げる場合の立ち上げ費用や、継続費用を助成する制度を整備することで、地域の通いの場を充実・継続していくように取り組みます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
実施数（箇所）	12	19	18	19	20	20
参加者数（人）	161	253	240	250	260	260

4) ふれ愛カフェ・よりみち

住民主体の集いの場ができている地区においては、定期的開催日に赴き、ふれ愛カフェ・よりみちとの合同開催を行い、参加者の意欲増進を図ります。

また、住民主体の集いの場づくりが、様々な課題のもと進んでいない地区においては、住民の意見・要望を聞きながらふれ愛カフェ・よりみちを開催していきます。

ふれ愛カフェ・よりみちの開催により、住民同士のつながりを強化し住み慣れた場所で安心して暮らし続ける地域づくりを進めていきます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
実施回数（回）	34	45	40	34	45	40
延べ人数（人）	321	465	420	321	465	420

(2) 保健事業の充実

①健康相談の充実

地域包括支援センター等と協働し、毎月地区を巡回、民生委員や社会福祉協議会見守り員に確認し、個別訪問を行っています。実態把握をするとともに、集いの場の提供や必要時介護保険申請や関係機関へつないだりします。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
訪問件数（件）	78	76	90	100	110	120

②健康教育の充実

生涯にわたり継続的な健康づくりを推進するため、食育やこころの健康づくり、がん予防の講座を開催するなど、子どもから高齢者まで各ライフステージに合わせた内容を取り入れて、食、メンタル面、疾病予防等の各分野からの健康づくりをすすめています。

一般住民対象の講座は、参加メンバーが毎年定着化している傾向があり、新規の方の参加も勧奨していく必要があります。

今後は、各ライフステージや住民の実情に合った内容を企画し啓発することで、自主的な健康づくりの習慣化をめざします。

また、運動は健康維持のためには欠かせないため、運動面からの健康づくりの啓発も強化します。

1) 成人期を対象とした健康教育

特定保健指導については、結果報告会にて、当日保健指導を実施しています。

また、糖尿病予防教室については、糖尿病からの腎機能低下を予防する取組を行っています。

さらに、運動教室として、町内3箇所で毎週1回、町民向けの運動習慣の定着を目的として実施しています。

特定保健指導	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
指導率 (%)	60.6%	32.1%	40.0%	指導率 50%		

糖尿病性腎症 重症化予防教室 (そらまめ教室)		実績値		見込み	目標値		
		R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
回数・延 べ人数	(回)	2	2	2	2	2	2
	(人)	46	38	40	40	40	40

運動教室		実績値		見込み	目標値		
		R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
会場・延 べ人数	(会場)	2	3	3	3	3	3
	(人)	927	1,143	1,100	1,100	1,100	1,100

2) 成人・高齢期を対象とした健康教育

健康運動指導士を招き、月に1回メンタルヘルス啓発事業（リラックス教室）を実施しています。また、町内各地でウォーキングコースを設定し、身体とこころをほぐせる内容としています。

メンタルヘルス啓発事業（リラックス教室）	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
開催数（箇所）	4	12	12	12	12	12
延べ人数（人）	20	159	180	180	200	220

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止した時期がある

3) ふれあいいいきサロン

町内各地区で住民が主体となり、食事・お茶菓子の提供や体操教室を行い、地域住民の交流の場を設けています。サロンを実施することで、仲間づくりや閉じこもり防止、介護予防、地域のネットワークづくりなどの様々な効果が期待できます。

③訪問指導事業

寝たきりや認知症、健康診断後の要指導者など、必要に応じて保健師が家庭を訪問して保健指導を行っています。また、後期高齢者に対しての生活習慣病予防の対策として、健診データ等を分析し、医療機関と連携した個別訪問を実施します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
後期高齢者訪問件数（件）	3	4	7	10	12	15

④感染症対策の推進

感染のおそれがある疾病の発生や蔓延を予防するため、乳幼児の定期予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の予防接種について、費用の助成を行っています。

今後も、新型コロナウイルス感染症や結核、肝炎、インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

基本目標 3 生涯現役、生きがいくくり

(1) 生きがいくくりの推進

①高齢者の文化・スポーツ活動の活性化

1) 文化活動の充実

地域の歴史にふれるなど、地域の特性を考慮して学習内容や実施時期を調整し、学習機会の提供を行っています。

今後も引き続き、学習の成果を積極的に発揮していける機会の提供に取り組みます。

2) スポーツ活動の活性化

本町では、スポーツ大会を開催するなどスポーツ活動の活性化に努めています。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも充実した豊かな生活を送ることができるよう、引き続き事業を実施します。

今後は、自主的なグループの立ち上げを支援するなどスポーツ活動の機会の創出を促進します。

②老人クラブの活性化

地域を基盤とする高齢者団体として、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めています。また、ふれあいサロンの開催や町内の清掃活動等を支援することで、閉じこもりを予防し、高齢者の生きがい、やりがいを生み出しています。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
クラブ数 (団体)	12	13	13	13	13	13
会員数 (人)	293	274	298	300	300	300

③鳥獣被害の軽減

町内では、イノシシ、シカ、サルを中心に農作物への被害が発生しています。

本計画の策定にあたり実施したアンケートの中で、生きがいを問う設問のその他回答で「子や孫の成長」の次に「園芸・農業など」の割合が高く、日頃の困り事を問う設問においても「獣害」が高い割合を示しています。獣害による被害は、高齢者の生産意欲を欠くだけでなく、役割や生きがいを奪われることで活動量の低下を招くことも懸念されるため、被害軽減に向けた対策が必要です。

本町では、令和 5 年度に「古座川町鳥獣被害防止計画」を策定し、農作物や水産資源

の保護に向けて獣害の軽減目標を定め、銃器やワナによる捕獲、侵入防止柵の設置等、様々な防止対策を実施しています。今後は、高齢者の生きがいづくりの観点からも、獣害による被害軽減の施策を推進します。

④世代間交流の活性化

高齢化が深刻化している中で、世代間交流を活性化させることは地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多様な活躍の機会と役割の創出につながります。

これまでに、保育所や小学校を主体とした教室やイベントを開催し、地域団体や老人クラブ等との世代間交流を図ってきました。

今後も引き続き事業を実施し、地域の住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援を行います。

(2) 雇用・就業対策の推進

①シルバー人材センターの充実

シルバー人材センターは、高齢者が仕事を通じて生きがいを得ることと、事業を通じて地域社会の活性化に貢献していくことを大きな目的として運営されています。

本町では、平成30年4月にシルバー人材センターを社会福祉協議会内に設置し、高齢者の経験や技術を生かせる就労環境の確保や、就労に関する情報提供に努めてきました。

今後も、シルバー人材センターの会員数増加をめざし、広報を実施するなど新規会員の掘り起こしを強化します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
会員数 (人)	33	41	51	55	57	60

②事業者への情報発信と高齢者の就労支援

老人クラブやシルバー人材センターのほかにも、高齢者が社会参加することができる場が求められており、元気な高齢者が活躍できる機会を確保することは重要な課題となっています。

引き続き、事業者への働きかけと情報発信を行い、高齢者が活躍できる場や機会を創出し、高齢者の就労を支援します。

基本目標4 高齢者にやさしいまちづくり

(1) 認知症支援と権利擁護の推進

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「共生」と「予防」の視点から各種取組の強化を図ります。

①認知症初期集中支援チーム事業の推進

認知症の人やその家族に早期に関わり、認知症サポート医の助言を得ながらアセスメント、体調管理、環境改善、家族支援等の支援を包括的・集中的に行い、自立生活を支援します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
対象者（人）	3	4	3	4	4	4

②認知症地域支援推進員

「陽だまり」において、認知症カフェを定期的で開催し、他の地区での定期開催をめざします。

また、認知症地域支援推進員の研修を受講し、人員を増やします。

③認知症の家族等介護者への支援の強化

家族等介護者の介護負担の軽減を図るため、家族等介護者の居場所づくりや相談支援を強化します。具体的には、仕事や子育てをしながら家族の介護を続けるための情報共有や相談支援、働いている人でも参加しやすい条件での場の提供を検討し実施します。

④認知症サポーターの養成及びステップアップ講座の開催★

認知症サポーター養成講座を幅広く実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える「認知症サポーター」を養成します。講座修了者には次の段階であるステップアップ講座を実施し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」設置に向けての検討を行います。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
開催回数（回）	1	5	4	5	5	5
サポーター数（人）	518	693	743	793	843	893
新規サポーター数（人）	8	75	50	50	50	50

⑤キャラバン・メイトの養成

認知症キャラバン・メイトとは、「認知症サポーター養成講座」を行うボランティア講師で、認知症への理解の促進や認知症サポーターの増加をめざし取り組んでいます。キャラバン・メイトには、地域住民の方にも担ってもらい、寸劇を交えながら認知症の対応方法を紹介しています。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
キャラバンメイト（人）	12	13	13	14	14	15

⑥認知症ケアパスの周知・普及

認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスの内容を検討し、ケアパスの周知と普及を強化します。

■ 認知症ケアパス（認知症の症状に応じた支援内容） ■

古座川町 認知症の症状に応じた支援内容
古座川町地域包括支援センター（TEL：0735-67-7611）

	予備群	軽度認知症	中等度認知症	重度認知症
日常生活	<p>☆普段の生活には困らない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大事な約束を忘れることがある ・慣れない場所や慣れない状況でこれまでしないようなミスをする ・これまでと何か違うことに内心不安を感じる 	<p>☆周囲の支えがあればひとりで生活できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまい忘れや置き忘れが多くなる ・人や物の名前が出てこない ・日にちや時間を間違える ・不安で何度も確認してしまう ・ひとりで居ると不安になる ・今までしていた趣味が楽しくない ・外出をすることが億劫に感じる ・間違いを指摘されるとカッとなる 	<p>☆ひとりで生活することが難しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ついさっき言ったことを数分後に忘れる ・どの服を着ればいいのかわからない ・お風呂に入るのが億劫になる ・音がわからない ・なんとなく落ち着かなくイライラする ・周りの目が妙に気になり疑い深くなる 	<p>☆常に誰かの助けが必要になる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うまく自分の気持ちを伝えられない ・服の着方がわからない ・一人での入浴が難しくなる ・排泄での失敗がある
支援の分類	公民館教室/ 婦人教室/ 男性の料理教室/ 地域の趣味活動 ボランティア活動（老人クラブ/婦人会/ボランティア教室/食生活改善推進活動/認知症サポーター） 住民主体のサロン（ふれあいいきいきサロン） 筋トレ教室（わかやまシニアエクササイズ）/いきいき百歳体操			
社会参加・仲間づくり				
介護予防・悪化予防	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス） 運動教室 よろず巡回訪問 地域包括 / ふれあいカフェ・よりみち（集会所単位で巡回）社協			
福祉サービス	家族介護用品給付事業/ 外出支援サービス/ 福祉車両貸与事業 見守り事業/ 食の自立支援事業（配食サービス）/ 地域助け合いサービス/ 住環境整備事業/ 福祉用具貸与 緊急通報装置貸与事業			
地域を見守る	民生委員/ 区長/ 認知症サポーター/ 消防団 災害時要援護者登録/ 緊急医療情報キット（レスキューボット）設置			
権利を守る	日常生活自立支援事業 任意後見 成年後見制度（補助） 成年後見制度（補佐） 成年後見制度（後見）			
介護サービス	訪問介護 通所介護/リハビリテーション 訪問看護（看護師・理学療法士） 短期入所/療養介護 住宅改修 福祉用具貸与/購入 居宅療養管理指導 地域密着型 施設への入所			
医療サービス	専門医診療（診療所）・かかりつけ医・認知症サポート医 または 認知症疾患医療センター			

⑦権利擁護のための取組

1) 成年後見制度の利用者支援と周知

認知症等により自己の判断のみで意思決定が困難な高齢者の権利や財産を保護するため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。また、福祉サービスの適切な利用や自分で金銭管理や様々な契約について不安のある高齢者等の日常生活を支援します。

本町では、令和6年度に中核機関を設置し、成年後見制度の周知や利用促進により一層取り組みます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
市町村長申立（件）	0	1	0	必要性に応じて対応		
広報等による住民への制度の周知（件）	1	1	1	2	2	2

2) 高齢者虐待防止に向けた取組の強化

町民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、地域の見守り活動や、地域包括支援センター、民生委員、介護サービス事業者等の協力を通じて、早期発見と未然防止をめざします。

また、支援者への情報発信を継続的に行うことで、虐待の防止につながる体制づくり、支援技術の向上を図ります。

3) 日常生活自立支援事業の活用

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助等を行います。

引き続き、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等の関係機関と連携を強化します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
実利用者数（人）	5	7	8	9	10	11

4) 消費者被害の防止

広報誌「こざがわ」等、様々な媒体を活用し、消費生活に関する情報や相談事例、悪質商法への対処法等、最新の情報を提供します。また、特殊詐欺被害防止アドバイザーによる出前講座を実施し、最新の手口や被害を未然に防ぐポイントを紹介するなど、啓発活動に引き続き取り組みます。

⑧若年性認知症対策の推進

若年性認知症の相談窓口を、広報誌や包括だよりへの掲載等により周知します。

⑨認知症バリアフリーの推進

認知症の人、住民、民間事業者等そして地域包括支援センター、社会福祉協議会がチームを組み、地域ごとの実際の生活環境の中でのニーズを明らかにし、その対応策案を様々な形で社会に実装していくことで、認知症バリアフリー社会の実現をめざします。

1) 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家等、誰でも気軽に集える場所として、「陽だまり」内にて開催しています。他の地域での開催の頻度を増やすことで、認知症への理解の促進と、受講者数の増加をめざし、認知症カフェの取組を強化します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
開催回数（回）	1	0	11	12	13	14
受講者数（人）	8	0	220	180	195	210

（２）在宅生活を支える環境づくりの推進

①移動環境の整備

本町は、公共交通機関が乏しく、通院や買い出し等の移動に大変な労力がかかります。

そのため、移動手段の確保策として外出支援サービスやふるさとバス事業を実施しています。令和３年度からは電動車いすの購入費用を助成する事業を実施し、高齢者の自立支援を強化しています。

今後も事業を継続し、ニーズの正確な把握に努めながら、既に実施している事業の見直しや新たな事業の検討・創出等、移動環境の整備に努めます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
電動車いす購入補助（人）	3	3	4	4	5	6

②多様なニーズに対するサービスの確保

本町では、高齢者の生活ニーズを把握するための調査を随時実施し、多様なニーズへのサービスの確保に努めています。

高齢者がいつまでも安心して暮らせるよう、引き続きサービス整備の検討を行います。

1) 養護老人ホーム

環境や経済的な事情から、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。現在、太地町の南紀園を措置入所時に利用しています。

2) 古座川町高齢者生活福祉センター（ささゆり）

介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する場として住民からのニーズも高くなっています。

引き続き住民からのニーズの把握に努め、高齢者が安心して生活できるように支援を続けていきます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
入居者（人）	6	5	6	6	6	6

3) 施設・居住系サービス

要支援・要介護認定者数や一人暮らし高齢者世帯数が増加することを踏まえ、施設・居住系サービスの整備等目標値に基づき、介護保険施設及び特定施設の指定権限を有する和歌山県とも連携し、基盤整備を着実かつ適正に推進します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
介護老人福祉施設（人）	50	50	50	50	50	50
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（人）	9	9	9	9	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム（人）※	0	0	0	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅（人）※	0	0	0	0	0	0

※特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受けていない。

③移動販売事業者との協力

移動販売事業者は、様々な地域を巡回し多くの住民と接する機会があることから、見守り協定を締結しています。

今後も、引き続き移動販売事業者と協力し、地域の見守りネットワークを強化します。

④高齢者への見守りネットワークの強化

1) 認知症高齢者等見守り QR コード活用事業

認知症高齢者等が行方不明となった際、できるだけ早く発見・保護できるよう、見守り QR コードシールを作成。ポスターを掲示するとともに、活用事例を掲載することなどを検討し、周知のための広報を定期的に行います。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
事業への新規登録者 (人)	2	2	1	1	1	2

2) 民間事業者による高齢者等の見守り協力

和歌山県では、ライフライン事業者や新聞販売、宅配業者といった定期的に各戸訪問を行う民間事業者をはじめ、関係団体に対し見守りに関する協力を依頼しており、事業者から町や地域包括支援センターに連絡があった場合は、速やかに対応します。また、見守り体制に関する広報を行い、安心して生活できる環境づくりに努めます。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
見守り協力事業者数 (事業者)	12	12	12	13	13	14

3) 緊急通報装置の貸与

本町では、一人暮らしの高齢者や重度身体障害者等の急病や事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報装置を設置することにより、日常生活における不安の解消と高齢者の安全を確保しています。

平成28年から民間に委託しており、専門的な知識を有する人員を受信センターに配置することで、日常生活に関する医療・健康相談に対応する体制を整備しています。また、月に2度のコールセンターからの電話連絡（お元気コール）を実施し、健康状態や生活状況の把握をしています。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
利用者数(各年度4月 末時点) (件)	100	106	105	110	115	120

⑤要援護者台帳による情報共有

本町では、要援護者台帳を作成し災害等の緊急時において、援護が必要な人の把握に努めています。

また、診療所等の関係機関と連携し、事業ごとの相談記録や支援内容を横断的に共有することで、平常時における見守り活動にも有効活用しています。

引き続き、各関係機関との連携を強化しながら、高齢者の見守りネットワークの構築に努めます。

第8章 介護保険事業計画の円滑な運営について

1 介護保険制度及びサービスに関する情報の充実

(1) 介護サービス情報公表システムの周知

利用者が介護サービス情報を入手し、比較・検討して適切に事業所を選択できるよう、介護サービス情報公表システムの周知に努めます。また、介護サービス情報公表システムは事業運営の透明性の確保等、介護サービスの質の向上にも資するため、町のホームページや要介護認定等の結果通知書で告知するなどの周知に努めます。

(2) 生活支援等サービスの情報公表

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するため、配食や見守り等の生活支援サービスの情報を適切に公表します。

2 低所得者への配慮等

「特定入所者介護（介護予防）サービス費」、「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」について、利用者にわかりやすい制度周知に努め、サービスの利用にあたっては、補助事業等給付による利用者への負担軽減を図ります。

また、その他各種制度についてもわかりやすい情報提供に努め、適切なサービス利用につなげられるよう、低所得者へ配慮しながら取り組みます。

3 相談・苦情対応窓口の充実

役場健康福祉課と地域包括支援センターに相談窓口を設置して高齢者の支援を行っています。その他、出張相談「よろず巡回訪問」として各地域の独居高齢者等を訪問し、相談業務を行っています。引き続き、巡回訪問を実施し相談窓口の周知を行い、地域に出向いて地域の特性なども把握しながら、民生委員とも連携して活動を行います。

4 介護（予防）給付の適正化

（1）ケアプランの点検・住宅改修等の点検

事業所訪問や資料提出、ケアマネジャーとの意見交換等ケアプラン点検を実施し、自立支援に資するケアプランとなるよう努めます。また、ケアプランの点検を行うことで、ケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

介護保険サービスとして実施する住宅の改修や福祉用具の購入について、利用者の身体状況や生活環境を踏まえているか、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で点検し、必要に応じて、プランの見直しや、より適正な工事・利用方法のアドバイスを行います。申請された住宅改修等の保険給付の適否（写真等で確認できないような疑義がある場合等）について、利用者宅へ訪問して点検を実施します。

	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
ケアプランの点検 実施数（回）	0	0	1	1	1	1
住宅改修等の点検 実施数（回）	0	0	1	2	2	2

（2）要介護認定の適正化

本町では、申請区分に関わらず要介護認定調査は社会福祉協議会に委託し実施しており、担当職員が自宅を訪問し心身の状態等を聞き取り、新規・変更・更新の認定を行っています。

要介護認定調査の点検については、遠隔地の委託も含め認定審査会へ情報を正確に伝え適正な認定につながるようにすべて認定審査会事務局（健康福祉課介護保険係）が行っています。また、厚生労働省が行う要介護認定適正化事業の業務分析データや、認定調査員向け e ラーニングを活用することで、要介護認定と調査の平準化にも取り組みます。

認定調査票の検収	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
検収率（％）	100	100	100	100	100	100

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検は、利用者ごとに複数月の明細書における算定回数や事業所間の給付の内容等の状況を確認することにより、1か月単位では判明しなかった請求内容の誤り等を発見し、給付の適正化を図るものです。医療情報との突合は、医療担当部署と連携を図り、入院情報と介護保険の給付データを突合し、医療と介護の重複請求の是正を図るものです。

介護給付費の審査・支払いを担っている「国民健康保険団体連合会」より提供される縦覧点検・医療情報の突合データを活用し、必要に応じて事業者に対して過誤申請の指導等、自主的な確認を促します。

縦覧点検数	実績値		見込み	目標値		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
点検率 (%)	100	100	100	100	100	100

第9章 介護給付サービスの種類と見込量・保険料の算定

1 介護サービス量及び介護給付費の見込額

(1) 第1号被保険者数の見込み

本町における各年10月1日時点の住民基本台帳の人口状況等を考慮して算出した推計人口によると、第1号被保険者数、第2号被保険者数ともに減少して推移することが見込まれています。

■被保険者数の推計■

単位：人

	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
総数	2,045	1,988	1,934	1,885	1,843	1,806
第1号被保険者数	1,366	1,331	1,299	1,277	1,251	1,222
第2号被保険者数	679	657	635	608	592	584

(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

これまでの認定率の伸び率等から、要支援・要介護認定者数の推計をみると、総数は、今後は概ね横ばいで推移することが想定され、令和8年度で318人になると見込まれます。

また、要介護度別にみても、概ね横ばいで推移することが見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推計■

単位：人

	第8期			第9期		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
総数	336	328	330	321	322	318
要支援1	67	65	60	59	59	57
要支援2	33	35	38	37	39	37
要介護1	84	83	89	83	82	82
要介護2	42	43	40	43	43	43
要介護3	34	39	43	46	45	45
要介護4	46	33	34	26	27	27
要介護5	30	30	26	27	27	27
うち第1号被保険者	334	328	330	321	322	318
要支援1	67	65	60	59	59	57
要支援2	33	35	38	37	39	37
要介護1	84	83	89	83	82	82
要介護2	41	43	40	43	43	43
要介護3	34	39	43	46	45	45
要介護4	45	33	34	26	27	27
要介護5	30	30	26	27	27	27

(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

(3) 介護サービス量及び介護給付費の見込額

居宅サービス（介護予防サービスを含む）の各サービスの利用者数、回数、費用額については、これまでの利用実績などを踏まえ、次のとおり見込みました。

介護保険施設及び介護専用居住系サービス、地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）については、第8期計画期間中における利用者数の推移などにより推計しました。

■介護予防サービスのサービス量と給付費の見込額■

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,451	1,453	1,453
	回数(回)	42.0	42.0	42.0
	人数(人)	6	6	6
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,027	1,028	1,028
	人数(人)	3	3	3
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	1,760	1,760	1,760
	人数(人)	35	35	35
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	292	292	292
	人数(人)	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,464	2,464	2,464
	人数(人)	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防支援	給付費(千円)	1,948	1,951	1,897
	人数(人)	36	36	35
予防給付費計	給付費(千円)	8,942	8,948	8,894

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

■介護サービスのサービス量と給付費の見込額■

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	34,075	33,260	32,862
	回数(回)	851.3	829.0	818.7
	人数(人)	55	53	52
訪問入浴介護	給付費(千円)	8,244	8,255	8,255
	回数(回)	60.0	60.0	60.0
	人数(人)	11	11	11
訪問看護	給付費(千円)	15,599	15,618	15,618
	回数(回)	274.9	274.9	274.9
	人数(人)	28	28	28
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	643	644	644
	回数(回)	17.5	17.5	17.5
	人数(人)	3	3	3
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,116	1,117	1,117
	人数(人)	9	9	9
通所介護	給付費(千円)	4,933	4,939	4,939
	回数(回)	45.7	45.7	45.7
	人数(人)	4	4	4
通所リハビリテーション	給付費(千円)	18,807	18,831	18,186
	回数(回)	178.0	178.0	171.0
	人数(人)	25	25	24
短期入所生活介護	給付費(千円)	34,567	32,607	32,607
	日数(日)	387.9	367.9	367.9
	人数(人)	25	24	24
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	2,688	2,691	2,691
	日数(日)	24.0	24.0	24.0
	人数(人)	3	3	3
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	6,507	6,679	6,621
	人数(人)	65	66	65

特定福祉用具購入費	給付費(千円)	656	656	656
	人数(人)	2	2	2
住宅改修費	給付費(千円)	853	853	853
	人数(人)	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

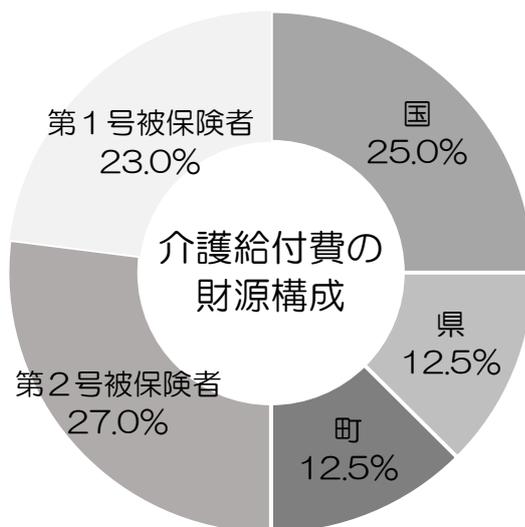
サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	23,402	24,900	24,900
	回数(回)	274.0	284.3	284.3
	人数(人)	43	43	43
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	9,252	9,264	9,264
	人数(人)	3	3	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	3,415	3,419	3,419
	人数(人)	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	102,930	103,060	103,060
	人数(人)	33	33	33
介護老人保健施設	給付費(千円)	117,377	117,526	117,526
	人数(人)	38	38	38
介護医療院	給付費(千円)	4,235	4,240	25,439
	人数(人)	1	1	6
居宅介護支援	給付費(千円)	19,861	19,742	19,742
	人数(人)	120	119	119
介護給付費計	給付費(千円)	409,160	408,301	428,399

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

(4) 第1号被保険者の保険料

①保険給付費の財源

第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者の負担割合は、第1号被保険者及び第2号被保険者の人口比率によって決定されます。第9期の負担割合は次のとおりです。



②介護保険料の算出

第9期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込量などを踏まえ、介護保険料基準月額を算定します。

(5) 標準給付費

①総給付費

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	418,102,000	417,249,000	437,293,000

②特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	25,702,389	25,815,087	25,494,402
特定入所者介護サービス費等給付額	25,344,608	25,423,564	25,107,743
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	357,781	391,523	386,659

③高額介護サービス費等給付額

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額介護サービス費等給付額	10,779,370	10,827,750	10,693,244

④高額医療合算介護サービス費等給付額

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額医療合算介護サービス費等給付額	879,525	882,265	871,305

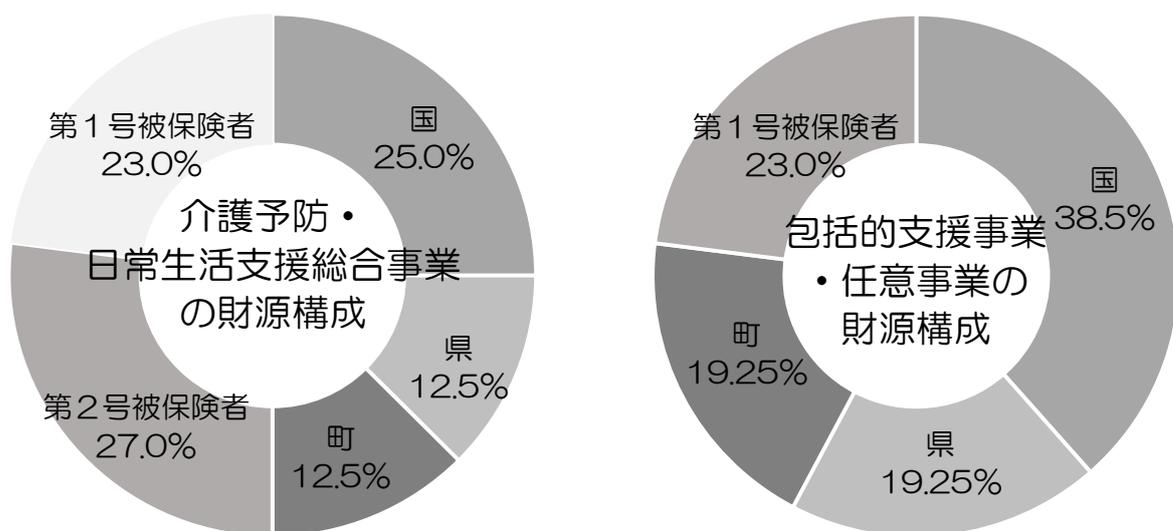
⑤算定対象審査支払手数料

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
算定対象審査支払手数料	422,408	423,752	418,488
審査支払手数料1件あたり単価	56	56	56
審査支払手数料支払件数(件)	7,543	7,567	7,473
審査支払手数料差引額(K)	0	0	0

(6) 地域支援事業費

地域支援事業とは、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。本計画の財源構成は以下のとおりです。



単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	27,633,560	28,221,749	30,221,189
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,441,314	16,351,411	16,424,007
包括的支援事業・任意事業費	11,192,246	11,870,338	13,797,182

(7) 保険料額の算定

①第1号被保険者負担分相当額の算出

第1号被保険者負担分相当額は、標準給付費及び地域支援事業費に全国平均の第1号被保険者負担割合（令和6～8年度は23.0%）を乗じて算出します。

標準給付費見込額	1,385,853,985 円
+) 地域支援事業費見込額	86,076,498 円
合計	1,471,930,483 円



上記合計額	1,471,930,483 円
×) 第1号被保険者負担割合	23.0%
第1号被保険者負担分相当額	338,544,011 円

②保険料収納必要額の算出

第1号被保険者負担分相当額	338,544,011 円
+) 調整交付金相当額	71,753,536 円
-) 調整交付金見込額	177,189,000 円
+) 財政安定化基金拠出金見込額	0 円
+) 財政安定化基金償還金	0 円
-) 準備基金取崩額	25,000,000 円
+) 審査支払手数料差引額	0 円
+) 市町村特別給付費等	0 円
-) 市町村相互財政安定化事業交付額	0 円
保険料収納必要額	208,108,547 円



保険料収納必要額	208,108,547 円
÷) 予定保険料収納率	98.00%
予定保険料収納率補正後の保険料収納必要額	212,355,660 円

③第1号被保険者一人あたりの月額保険料の算出

予定保険料収納率補正後の保険料収納必要額	212,355,660 円
÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,217 人
÷) 年間月数	12 か月
基準保険料額（月額）	5,500 円

※基準保険料額（年額）は1円未満切捨て

(8) 第1号被保険者所得段階別保険料額の設定

本町では、介護保険料について、標準の段階設定である13段階の設定を行い、各段階を次のとおり設定します。

第9期		令和6年度～令和8年度		
所得段階	所得区分	基準割合	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	18,810 (30,030)	1,568 (2,503)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.485 (0.685)	32,010 (45,210)	2,668 (3,768)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.685 (0.69)	45,210 (45,540)	3,768 (3,795)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	59,400	4,950
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	1.00	66,000	5,500
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	79,200	6,600
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	85,800	7,150
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	99,000	8,250
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	112,200	9,350
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上の方	1.90	125,400	10,450
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上の方	2.10	138,600	11,550
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上の方	2.30	151,800	12,650
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	158,400	13,200

※第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。なお、()内が保険料軽減措置前の率及び額です。

2 中長期的な推計

中長期的な推計値は以下のとおりです。

単位：人、円

	令和12年度	令和17年度	令和22年度
被保険者数	1,651	1,480	1,271
うち第1号被保険者数	1,138	1,012	890
要支援・要介護認定者数	306	291	260
うち第1号被保険者	306	291	260
介護保険給付費【標準給付費】	447,698,353	427,532,034	403,537,392
地域支援事業費	23,891,662	21,388,737	18,642,617
介護保険料基準額(月額)	7,076	7,709	8,312

第10章 計画の推進

1 地域一体とした連携体制の強化

本町では第5期介護保険事業計画の策定以降、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むとともに、平成30年以降においては地域共生社会の実現に向けて各種施策を展開してきました。本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、引き続き、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域づくりを進め、地域力の強化を図ります。

具体的には、孤独・孤立を防ぎ、多様な活躍の機会と役割を生み出すために、住民同士が気軽に交流したり、参加したりすることのできる場所の確保に向けた支援並びに相互支援につながる、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を強化します。

また、町全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備を進めていきます。

その他、地域一体とした連携体制の強化を図るために多様な主体の参加を促し、関係機関と協働し本町における包括的な支援体制の基盤整備を強化します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、地域ケア会議や既存データを活用するとともに、取組状況を踏まえながら、主要施策について達成状況の確認を行い、必要に応じて、見直しや改善を行い、地域包括ケアシステム構築・推進に向けて取り組みます。

3 計画の周知

町広報誌「こしがわ」やホームページを活用するほか、計画の内容を集約したパンフレットを作成し、地域の自治会回覧や公共施設等へ配布するなど、各種媒体を活用して広報し、地域の方々や関係機関・団体等の方々の理解や支援、協力を得られるよう、周知を行います。

資料編

1 古座川町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定事業実施要綱

古座川町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

改正 令和6年3月7日要綱第4号

(目的)

第1条 古座川町における介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定にあたり、古座川町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の運営状況の分析と評価
- (2) 介護保険事業量の見込み及び保険料の算定
- (3) 介護予防等の地域支援事業を含む高齢者保健福祉事業量の見込
- (4) 制度への理解と協力を得るための広報
- (5) 広域的な取り組みについての調査検討
- (6) サービス提供事業者と連携したサービス供給体制の検討
- (7) その他必要な事項についての調査検討

(組織)

第3条 委員会委員は13名以内とし、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の内から町長が委嘱する。

2 委員の任期は1年とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、町長は、特別の理由があると認めるときは、委員を解任することができる。

(役員)

第4条 委員会に会長1名、副会長1名をおく。

2 会長、副会長は委員の中から互選する。

3 会長は委員会の議長となり、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は必要に応じて会長が召集する。

2 会長は、会議を開催する場合は、町長にこれを通知しなければならない。

3 委員会において討議した事項は、町長に建議し、又は報告しなければならない。

(関係計画との調和)

第6条 計画の策定にあつては、地方自治法に規定する町の基本構想、医療法に規定する医療計画等他の計画と調和を保つよう策定する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において定めることができる。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年要綱第8号)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成20年要綱第20号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成23年要綱第36号)

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

付 則(平成26年要綱第5号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成29年要綱第1号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成29年要綱第11号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和2年要綱第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和5年要綱第4号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 古座川町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

番号	氏名	所属	備考
1	網 真作	福祉関係者	
2	伊藤 恭平	保険医療関係者	
3	岡地 英紀	保険医療関係者	○
4	奥根 啓靖	第2号被保険者代表、保険医療関係者	
5	切土 桂	福祉関係者	
6	塩崎 明美	第1号被保険者代表	
7	佃 奈津代	福祉関係者、古座川町議会議員	◎
8	寺岡 克視	福祉関係者	
9	橋本 好生	第2号被保険者代表	
10	畑 美恵	第2号被保険者代表	
11	前田 治美	第1号被保険者代表	
12	森川 牧子	福祉関係者	
13	山口 美和子	第1号被保険者代表	

※五十音順、敬称略

※◎は会長、○は副会長

3 用語解説

ア行	
ICT (アイシーティー)	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
アセスメント	対象の評価や査定のこと。
カ行	
QR コード	2次元コードのこと。(株)デンソーウェーブの登録商標。
協議体	地域の支え合いの輪を広げるために、地域住民を主体とした話し合いの場。
高齢化率	65歳以上の高齢者が総人口に占める割合。
サ行	
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組。
ステップアップ講座	認知症サポーター養成講座を修了した方が、実践の場で必要となる認知症に関する知識、認知症の人と身近に交流し、必要に応じて手助けするための対応スキル等を修得することをめざす研修のこと。
生活習慣病	食習慣・運動習慣・休養(ストレス)・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、がん等がある。

成年後見制度	<p>判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度がある。</p> <p>法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うもの。</p> <p>任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。</p>
タ行	
団塊ジュニア世代	1971（昭和46）年から1974（昭和49）年の第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援のサービスを継続的・包括的に提供する仕組み。
ナ行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。
認知症	正常に発達した知的能力が、脳の病気や障害により生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うための複数の専門職によるチーム。

認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行うとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う専門職。
ハ行	
ホームページ	本計画書内においては、インターネット上の古座川町の情報サイト。
マ行	
メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧、脂質異常、高血糖等が合わさった状態のこと。内臓脂肪症候群。
ラ行	
ライフステージ	加齢による変化で区切って考える幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、人間の一生におけるそれぞれの段階のこと。
ライフライン	生活・生存に不可欠な、電気・水道・ガス、通信などの設備や機能のこと。
リハビリテーション	心身に障害のある人の能力を最大限に発揮させ、医学的、心理的、職業的、社会的に可能な限りその機能回復を図ることにより社会復帰することを目的に行われる更生指導のこと。

古座川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月 発行

発行 古座川町

編集 古座川町 健康福祉課

〒649-4223 和歌山県東牟婁郡古座川町川口 254-1

TEL 0735-67-7112

FAX 0735-72-0172